

# 令和6年 生活困窮者自立支援法等改正への対応ガイド②

令和7年4月からの新業務への対応ポイント

令和6年9月6日

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室

# 生活困窮者自立支援制度の体系と法改正事項

R7年度概算要求額：732億円の内数  
R6年度予算：657億円の内数  
+ R5年度補正予算：30億円



来所  
訪問

包括的な相談支援

本人の状況に  
応じた支援

## ★ 自立相談支援事業 **改正**

- 全国907自治体で1,381機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

## □ 支援会議 **改正**

- 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
- 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ

再就職のために  
住まいの確保が必要

緊急に衣食住の  
確保が必要

住まいに課題があり  
地域社会からも孤立

就労に向けた  
手厚い支援が必要

家計の見直しが必要

子どもに対する  
支援が必要

## ★ 住居確保給付金の支給 **改正**

- 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

## □ 一時生活支援事業 **改正**

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

## ◆ 就労準備支援事業 **改正**

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練

## □ 認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

## ◆ 家計改善支援事業 **改正**

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

## □ 子どもの学習・生活支援事業

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

# 今回の改正等への対応ポイント

## 1. 新型コロナを機に顕在化した課題への対応

### (1) 早期発見・継続的な見守り機能の強化



① 支援会議設置の努力義務化【令和7年4月1日施行】

② 支援会議の開催、地域の居場所等との連携、家庭等への訪問等による生活困窮者の状況把握の努力義務化【施行済】

### (2) 多様な相談者層への対応強化



① (再掲) 支援会議設置の努力義務化【令和7年4月1日施行】

② 児童育成支援拠点事業との連携の努力義務の明確化【施行済】

③ 就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進と質の向上【令和7年4月1日施行】

④ 生活保護受給者が生活困窮者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業を利用できる一体実施の仕組みの創設【令和7年4月1日施行】

## 2. 持ち家のない単身高齢者数の増加等への対応

### (1) 住まいの相談に対応できる体制の整備



① 自立相談支援事業における居住支援の強化【令和7年4月1日施行】

② 重層的支援体制整備事業における居住支援の強化【令和7年4月1日施行】

③ (住宅セーフティネット法) 居住支援協議会設置の努力義務化【令和7年10月1日施行(予定)】

④ 一時生活支援事業の強化  
・一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称し、地域の実情に応じた必要な支援の実施の努力義務化【令和7年4月1日施行】

・シェルター事業において緊急一時的な居所確保を行う場合の加算の創設【令和6年度~】

・地域居住支援事業による見守り支援期間(最長1年)の柔軟化【令和7年4月1日施行(予定)】

⑤ 居住支援法人との連携の努力義務の明確化【令和7年4月1日施行】

### (2) 家賃の低廉な住宅への転居支援の創設



① (住居確保給付金) 家計改善のための家賃の低廉な住宅への転居費用補助の創設【令和7年4月1日施行】

- 1 住まい支援以外の新業務への対応
- 2 住まい支援に係る新業務への対応
- 3 制度改正への対応に困ったら

- 1 住まい支援以外の新業務への対応
- 2 住まい支援に係る新業務への対応
- 3 制度改正への対応に困ったら

# 1 (1) 早期発見・継続的な見守り機能の強化

## ① 支援会議設置の努力義務化

令和7年4月1日施行

### 改正の趣旨

- 支援会議について、全ての自治体で設置されることを目指し、その設置を自治体の努力義務とする。  
(R4：322自治体、36%)

### 改正後の業務イメージ

- 関係機関等が、地域で生活困窮が疑われる者を把握した際、今後の支援の方針や役割分担について議論
  - 様々な専門的見地から支援の内容を協議するほか、個別課題から見てきた地域課題等の解決方法について議論
- ※具体的な支援プランの決定・評価は支援調整会議で行う。

構成員の例：

- 自立相談支援機関等の制度関係者
- 社会福祉協議会
- 地域包括支援センター
- 福祉・就労・住宅等の関係機関職員
- 教育委員会・学校関係者
- 民生・児童委員
- ライフライン事業者、郵便局、新聞配達所
- NPO等の民間団体、地域住民

法に基づく守秘義務あり



資料または情報提供等の協力依頼

資料等の提供



構成員以外の関係機関・関係者等

### 類似の他法に基づく会議体との連携

- ※ 対象者等が類似し、議論する地域課題にも共通性が高い、調整会議（生活保護法）または支援会議（社会福祉法）との相互連携を図るように努めるものとする。

具体的な連携方法：同一の会議体を活用、複数会議体による合同開催 等

<支援会議立上げに向けたイメージ>

#### ○設置準備○

- 構成員となり得る関係者を対象とした説明
- 類似の会議体の活用の検討 等

#### ○設置要綱の作成○

設置目的や所掌事項等について設置要綱として文書化

#### ○開催○

定例開催・随時開催は不問  
個別事案や地域課題  
について議論

## 1 (1) 早期発見・継続的な見守り機能の強化

## ② 支援会議の開催、地域の居場所等との連携、家庭等への訪問等による生活困窮者の状況把握の努力義務化

## 改正の趣旨

令和6年4月24日施行

- 自治体は、関係機関・民間団体と緊密な連携を図りつつ、生活困窮者の状況の把握を行うよう努めることとする。

## 改正後の業務イメージ

- 下記の方法等により、生活困窮者の状況を把握し、積極的な働きかけ（アウトリーチ）を行う。
  - ✓ 具体的な方法については、地域の実情に応じて創意工夫する。
  - ✓ 個人情報の共有にあたっては、原則本人の同意が必要。ただし、判断能力不十分等により本人同意の取得が困難で、生命・身体・財産の保護のために必要な場合は本人同意なしでも情報共有可。

## 支援会議の開催

- 地域で関係機関等が把握している、困窮が疑われる者や生活困窮者の個々の事案の情報を共有し、支援方法等を検討



## 地域の「居場所」との連携

- 自立相談支援機関等が、地域で「居場所」を運営する団体・個人と連携し、まだ支援につながっていない生活困窮者（気になる人）の情報共有や、支援中の生活困窮者の見守り・必要な情報共有を依頼
  - 自立相談支援機関等が「居場所」での出張相談を実施
  - 地域に連携可能な「居場所」がない場合には、社会資源の開発に努める
- ※ 社会資源の開発については、自立相談支援事業の「支援の質の評価に係る加算」の対象となるほか、「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」が活用可能

## 家庭等への訪問

- 「支援会議の開催」や「地域の『居場所』との連携」等を通じて把握した生活困窮者について、自立相談支援機関等の支援員が、自宅や学校、定期的に通っている「居場所」等を訪問し、相談に応じたり必要な支援につなげたりする
- ※ 訪問の実施は、自立相談支援事業の「支援の質の評価に係る加算」の対象となる

## 〈実際の取組例〉

- 関係機関で把握した生活困窮者を生活困窮者自立支援制度につなぐための地域における体制整備（関係機関への訪問や説明会の開催による事業周知、関係機関の開催するイベントへの参加等による顔の見える関係作り）
  - ・ LINEやzoomを活用した相談受付を実施。LINEのQRコードをネットカフェなどに置く等によるアプローチ

# 1 (2) 多様な相談者層への対応強化

## ② 児童育成支援拠点事業との連携の努力義務の明確化

令和6年4月24日施行

### 改正の趣旨

- 地域において、より効果的に子どもへの支援を行うため、自治体は、生活困窮者自立支援制度の各事業を行うにあたって、児童育成支援拠点事業との連携を図るように努めるものとする。

### 改正後の連携イメージ

- 子どもの学習・生活支援事業と児童育成支援拠点事業は、使用する会場（拠点）や支援者等に重複があることも想定されることから、例えば、学習ボランティアなど事業に関わる人材確保に関し、担当者間で連携して募集するなど、同一自治体内で両事業を効果的・効率的に実施することが考えられる。

こどもの生活・学習支援事業

社会教育法に基づく学習の機会を提供する事業

**新** 児童育成支援拠点事業



複数の事業を実施する場合、担当部局が連携して対象者、使用する会場、学習ボランティア等を調整

基本的な生活支援の実施の原則化を検討中

### 子どもの学習・生活支援事業

#### 学習支援

- ・ 日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ、高校進学支援
- ・ 高校中退防止（定期面談等による細やかなフォロー）等

#### 生活習慣・育成環境の改善

- ・ 学校・家庭以外の居場所づくり
- ・ 生活習慣の形成・改善支援
- ・ 小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等、親への養育支援を通じた家庭全体への支援等

#### 教育・就労（進路選択等）に関する支援

- ・ 進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・ 関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言等

※ なお、今回の生活保護法改正で創設された「子どもの進路選択支援事業」を実施する場合であっても、その生活保護世帯の子どもへの進路選択支援以外の生活支援について、「子どもの学習・生活支援事業」の活用も可能

## 1 (2) 多様な相談者層への対応強化

## ③ 就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進と質の向上

## 改正の趣旨

令和7年4月1日施行

- それぞれの自治体が就労準備支援事業や家計改善支援事業等を実施し、事業間で相互補完的・連続的な支援を行うことにより、生活困窮者がどの自治体に住んでいても自立に向けた一歩を踏み出せるよう、
  - 家計改善支援事業の国庫補助率を原則2分の1から一律3分の2に引き上げる
  - 必ず3事業（自立、就労、家計）を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとする
 ※就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業の全国実施のための体制整備や支援の質の向上を図るための指針（告示）策定予定

## 改正後の業務イメージ

- 就労準備支援事業、家計改善支援事業を未実施の自治体においては、地域のニーズを把握し、実施を検討
  - ✓ 小規模自治体でも、周辺との広域実施、週1回の訪問実施、2か月に1回の駐在実施など工夫の余地あり
  - ✓ 都道府県による、未実施自治体での事業の広域的实施等について、厚生労働省で予算要求
- 3事業の一体的実施のイメージ
  - ✓ 自立相談支援機関による相談対応時や自立支援計画の策定時に、就労・家計の支援員も参画し、多角的に支援方針を検討
  - ✓ 支援開始後も各事業の支援員が緊密に連携し、支援対象者の状態や支援の実施状況に関する情報を共有 等



## 就労準備支援事業



就労に向けた準備が必要な者に対し、日常生活・社会生活・経済的自立のための訓練を実施

## 自立相談支援事業



3事業を効果的・効率的に実施  
※同一事業者に委託する必要なし

## 家計改善支援事業



家計の見直しが必要な者に対し、家計表等を用いて、家計を把握し、家計改善意欲を高めるための支援を実施

## ① 相談時における連携

- 自立相談支援機関による相談時に、就労準備支援事業・家計改善支援事業の支援員も同席し、それぞれの専門知識を活かしたアセスメントを実施。
  - ✓ 近接する場所に事業所を設置するなど、相談時に同席を依頼しやすい環境をつくること。

## ② 自立支援計画の策定時における連携

- 自立相談支援機関による自立支援計画の策定時に、支援調整会議に、就労準備支援事業・家計改善支援事業の支援員も参画し、多角的に支援方針を検討。
  - ✓ 支援調整会議の開催方法や開催スケジュール等の運営方針は、あらかじめ各事業の実施者と共有すること。
  - ✓ 支援調整会議に、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の支援員が出席できない場合は、会議開催に先立って両事業者への意見の聞き取りや意見書提出を求める等、両事業者と連携が図られるような手段を講じること。

## ポイント

- 3事業のうち複数をも同一事業者へ委託して実施する場合は、仕様書・契約書等の中で、各事業の連携を想定する場面や方法等について具体的に明記しておくことが重要。
- 各事業を別の事業者へ委託して実施する場合は、自治体が主導して連携体制を構築すること。

令和7年度概算要求額 **732**億円の内数 (**657**億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

困窮補助金

## 1 事業の目的

- 生活困窮者の家計管理を支援する家計改善支援事業は、就労準備支援事業と合わせて生活困窮者の自立の促進に一定の成果をあげてきた。
- 今般の制度見直しでは、両事業の全国的な実施をさらに推進するために、生活困窮者自立支援法を改正し(※)、両事業と自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保するとともに、家計改善支援事業の国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げたところ。  
※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行
- 当該改正を着実に施行し、家計改善支援事業の取組を促進することにより、生活困窮者の自立支援を強化する。

## 2 事業の概要・スキーム

- 生活困窮者自立支援制度における「家計改善支援事業」の全国的な実施を推進する観点から、**補助率を1/2から2/3に引き上げる。**

### 【現行の補助体系】

- 家計改善支援事業を単独で実施する場合  
→補助率 1 / 2 (令和5年度実績：101自治体)
- 自立相談支援事業及び就労準備支援事業と一体的に実施する場合  
→補助率 2 / 3 (令和5年度実績：638自治体)



### 【制度見直し後の補助体系】

- 家計改善支援事業及び就労準備支援事業を行うに当たっては、両事業と自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うことを原則とする。  
→ **一体的な実施が原則となるため、補助率を一律 2 / 3 とする。**

## 3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等 (福祉事務所設置自治体907自治体) 負担割合：国 2 / 3 都道府県・市・区等 1 / 3

令和7年度概算要求額 **732**億円の内数（-億円） ※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

## 1 事業の目的

- 就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施に向けて、現在事業を実施していない市等の生活困窮者に対して、都道府県が主体となって、就労準備支援事業及び家計改善支援事業を時限的に実施し、事業の空白区をなくし、全国的な事業実施を目指す。

## 2 事業の概要・スキーム

都道府県による未実施自治体での就労準備支援事業・家計改善支援事業の広域的实施

- 就労準備支援事業又は家計改善支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が実施主体となり広域的な支援を実施する。

（取組内容）

- ・ 都道府県による広域的な就労準備支援事業又は家計改善支援事業として、専門の支援員を配置し、事業未実施の市等の支援対象者への訪問支援や、企業等とのマッチング支援、合同相談会の開催、周知・広報等の支援を実施する。

- ・ 本事業は3年間の事業実施を想定。（1自治体あたりの支援期間は1年間とする。）

（参考）実施予定都道府県数 令和7年度：**19**箇所 令和8年度：**18**箇所 令和9年度：**17**箇所（それぞれの事業でカウント）

→本事業を実施した自治体に対しては、以下の既存メニューや「自治体コンサルティング事業」を活用し、事業実施のための支援を行う。

【以下は、既存事業のメニューにより対応】

都道府県による事業未実施自治体に対する立ち上げ支援

- 都道府県が事業未実施自治体を参加させ、OJT形式でのノウハウの共有や、関係者間のネットワーク構築などを通じて、事業の立ち上げに向けた環境整備を進める。

（取組内容）

- ・ OJT形式での事業実施のノウハウ共有。
- ・ 自治体間及び自治体と地域の社会資源との間のネットワーク構築の支援。

## 3 実施主体等

【実施主体】都道府県 【補助率】国 10/10（実施期間：3年間）

令和7年度概算要求額 732億円の内数 (657億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

困窮補助金

## 1 事業の目的

- 就労準備支援事業及び家計改善支援事業については、今般の制度見直しに係る部会の最終報告書(※)で、「国は、事業実施に向けた自治体の支援を行うとともに、広域連携等の必要な環境整備を行うなど、全国における実施を目指すことが必要」とされており、特に小規模な自治体に対してその取組を促していく必要がある。  
※ 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書(社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会)
- このため、両事業において、過疎地域における支援一件あたりのコストの大きさに着目して新たに加算を設けることにより小規模自治体を支援し、取組を促進する。 ※加算の内容は、自立相談支援事業の過疎地域加算を踏襲

## 2 事業の概要・スキーム

**就労準備支援事業及び家計改善支援事業において、一定の人口密度未滿の自治体について、基本基準額に一定の額を加算する。(過疎地域加算)**

### 【市町村】

- ア 算定基準 … 人口密度(過疎地域とみなされる区域を有する市町村については、当該区域の人口密度)が50人/km<sup>2</sup>以下
- イ 加算額の算定方法

過疎市町村(市町村全域が過疎地域)	過疎地域とみなされる区域を有する市町村
基本基準額に、基本基準額×0.5を加算	基本基準額に、当該区域の人口の属する人口区分の基本基準額×0.5を加算

### 【都道府県】

- ア 算定基準 … 管轄地域全体の人口密度が50人/km<sup>2</sup>以下となる道府県
- イ 加算額の算定方法 … 当該道府県の基本基準額(都道府県広域加算額を含む)に、基本基準額×0.3を加算

## 3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体) ○負担割合：国2/3、都道府県・市・区等1/3
- 実施自治体数(令和5年度)：就労準備支援事業：731自治体 家計改善支援事業：756自治体

# 1 (2) 多様な相談者層への対応強化

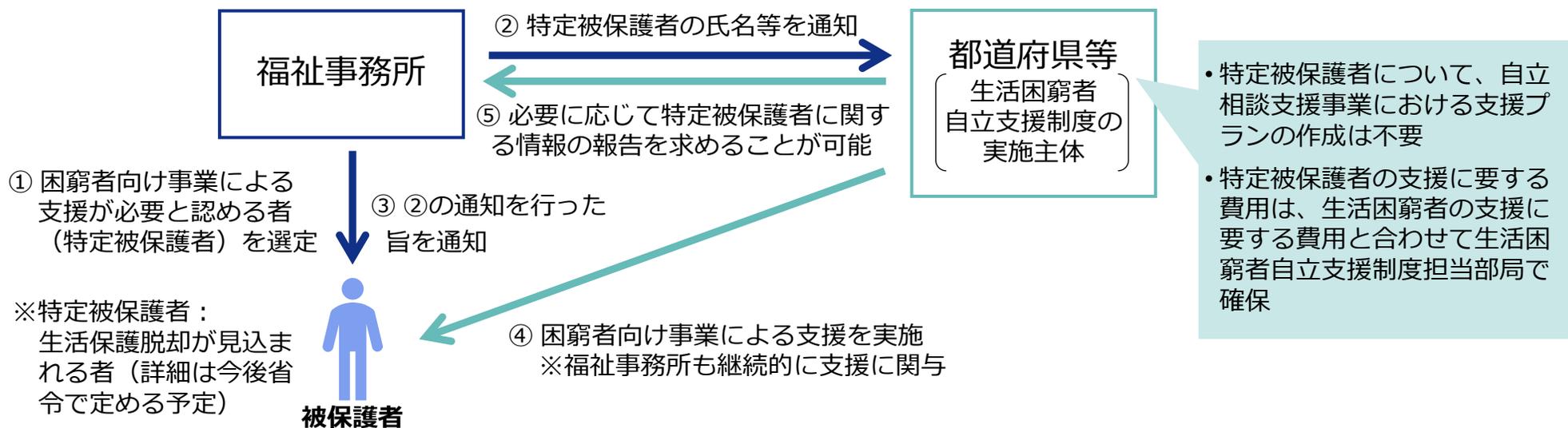
## ④ 生活保護受給者が生活困窮者向けの就労準備支援事業等を利用できる 一体実施の仕組みの創設

### 改正の趣旨

令和7年4月1日施行

- 就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業（困窮者向け事業）について、新たに「特定被保護者」を事業の対象とし、生活困窮者と同様に支援を行うことができることとする。

### 改正後の業務イメージ



### ポイント

- 地域の被保護者・生活困窮者の状況や、両制度における各事業の実施状況等に応じた実施方法が重要。
- 両制度の担当部局、福祉事務所、自立相談支援機関、各事業の受託事業者等の間で、あらかじめ特定被保護者の困窮者向け事業の利用に関する手続き等をあらかじめ関係者間で調整することが望ましい。

#### <調整事項の例>

- 特定被保護者が困窮事業を利用する場合の手続き（流れ）
- 困窮者・特定被保護者の利用者数の見込み
- 福祉事務所の関わり方
- 等

# 特定被保護者による生活困窮者向け事業の利用の流れ（イメージ）

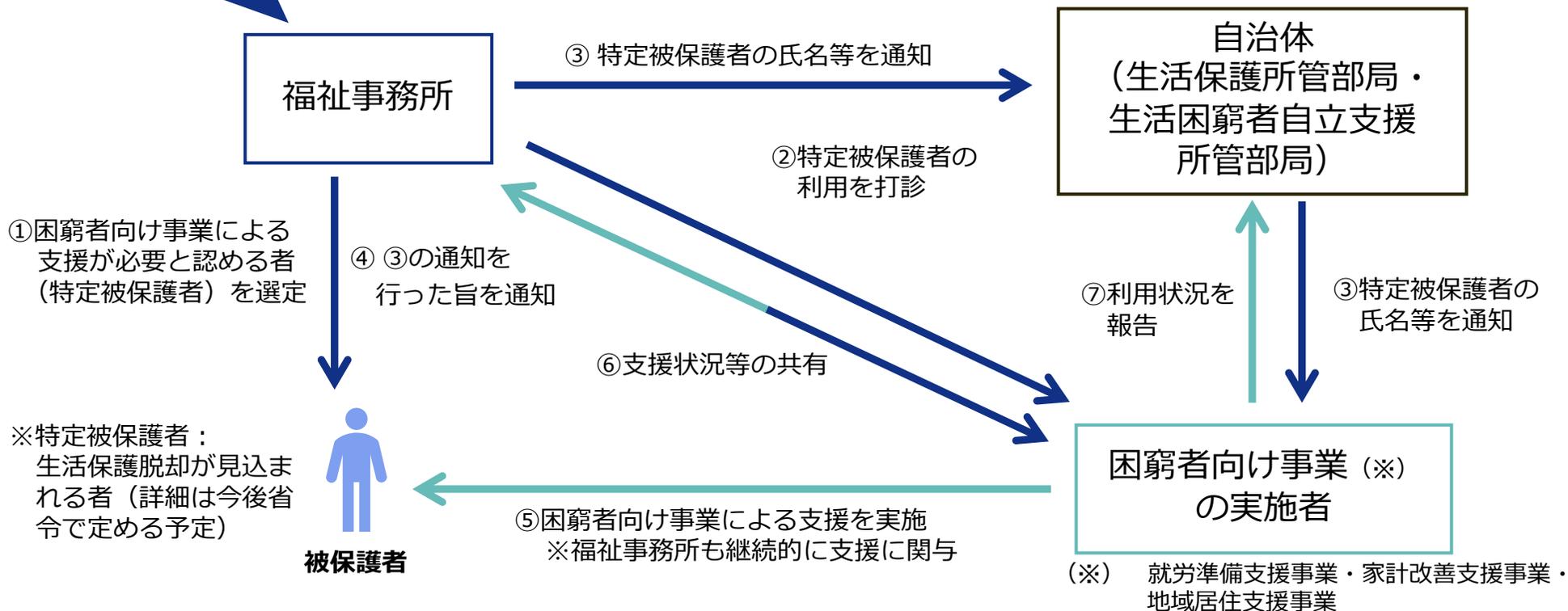
## <困窮者向け事業の利用が有効な事情>

- ・ 被保護者向け事業を実施していない
- ・ 対象者が、被保護者向け事業の対象者層に合わない 等

## <一体実施に向けた準備>

- ・ 福祉事務所、自立相談支援機関、各事業の受託事業者等の中で、特定被保護者による困窮者向け事業の利用に関する手続き等をあらかじめ関係者間で調整

（例）利用する場合の手続き（流れ） ・ 福祉事務所の関わり方 等



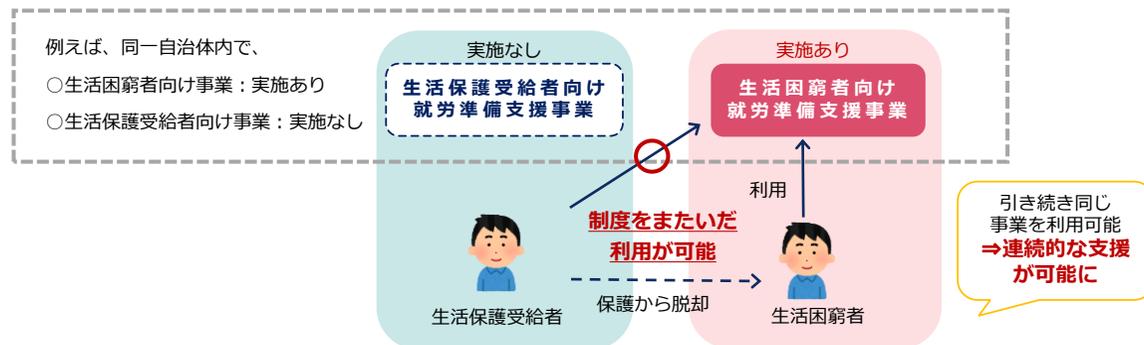
令和7年度概算要求額 732 億円の内数 (657 億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- これまで、生活困窮者向けの事業は、生活保護受給者を対象としていなかったため、自治体が生活保護受給者向けの事業を実施していない場合には、当該自治体の生活保護受給者は就労準備支援事業等による支援を受けることができなかった。
- 今般の生活困窮者自立支援法・生活保護法の改正(※1)において、制度間の切れ目のない継続的な支援を行うことを目的に、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業を、一定の要件に該当する生活保護受給者(「特定被保護者」(※2))も対象として実施できるようにした。
- ※1 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行
- ※2 将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者その他厚生労働省令で定める被保護者
- 当該改正を着実に施行し、両制度間の一体的な事業実施を推進し、生活保護受給者及び生活困窮者の自立支援を強化する。

## 2 事業の概要・スキーム

- 対象事業：就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業
- 実施方法：生活困窮者と生活保護受給者に対して一体的に事業を実施する場合、特定被保護者を支援実績加算の対象にする。  
(就労準備支援事業・家計改善支援事業)



## 3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体) ○補助率：国2/3、都道府県・市・区等1/3
- 実施自治体数(令和5年度)：就労準備支援事業：731自治体 家計改善支援事業：756自治体 地域居住支援事業：55自治体

<参考> 生活保護受給者向け事業 実施自治体数(令和5年度) … 就労準備支援事業：357自治体 家計改善支援事業：98自治体 地域居住支援事業：35自治体  
※ うち、両制度の事業をいずれも実施している自治体数 … 就労準備支援事業：357自治体 家計改善支援事業：98自治体 地域居住支援事業：17自治体

- 1 住まい支援以外の新業務への対応
- 2 住まい支援に係る新業務への対応
- 3 制度改正への対応に困ったら

## 2 (1) 住まいの相談に対応できる体制の整備の全体像

### 住まいの総合相談窓口

### 市町村・都道府県

- 自立相談支援機関に設置、または、既存の制度（重層事業、居住支援法人、居住支援協議会等）を活用

※ 自立相談支援機関の支援員の加算創設【令和7年度概算要求】

- 主に4つの機能を想定

- ① 住まいの相談対応、課題の把握・分析、支援方針の検討、必要な支援・連携先へのつなぎ、支援状況の確認等【相談支援】
- ② 大家、不動産仲介業者、居住支援法人等からの相談対応
- ③ 福祉事務所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等からの相談対応
- ④ 物件・支援等の情報収集、地域の支援ニーズの把握等

丸投げではない

後方支援・連携

### 居住支援協議会

- 住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進
- 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

<活動例>

- 会議での情報交換、地域の支援体制の検討
- 不動産・福祉関係団体への働きかけ、ネットワーク形成
- 住宅相談・物件の紹介等の事業の実施
- 家賃債務保証・安否確認サービス等の紹介

### 入居前

- 住まい不安定（ネットカフェ、知人宅、寮付き就労等）、ホームレス、家賃が払えない
- 高齢等の理由により、家探しが困難
- 大家に賃貸借契約の締結・更新を断られた
- 保証人がいない

### 入居中

- 日常の安否確認・見守りや、必要に応じた福祉サービス等へのつなぎが必要
- 高齢等の理由により定期的な見守りや支援が必要、地域で孤立している

### 退居時

- 残置物の処理が困難

### 【支援策】

- ✓ シェルター事業（生活困窮者）：一時的な住まいを確保し、就労支援を行って、賃貸住宅での生活を支援
- ✓ 地域居住支援事業（生活困窮者、被保護者）：不動産仲介業者への同行支援などの入居支援、入居中の見守り・社会参加の支援
- ✓ 地域支援事業（高齢者）：不動産仲介業者への同行支援などの入居支援、入居中の見守り支援
- ✓ 救護施設、日常生活支援住居施設等（被保護者）：住まいと生活の支援
- ✓ 居住支援法人等：入居支援や保証人機能の確保、日常の安否確認・見守り等の必要なサービスの実施
- ✓ セーフティネット登録住宅：低額所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を断らない住宅
- ✓ 居住サポート住宅：日常的な安否確認・見守り、生活・心身の状況が不安定化した時の福祉サービスへのつなぎを行う住宅

## 2 (1) 住まいの相談に対応できる体制の整備

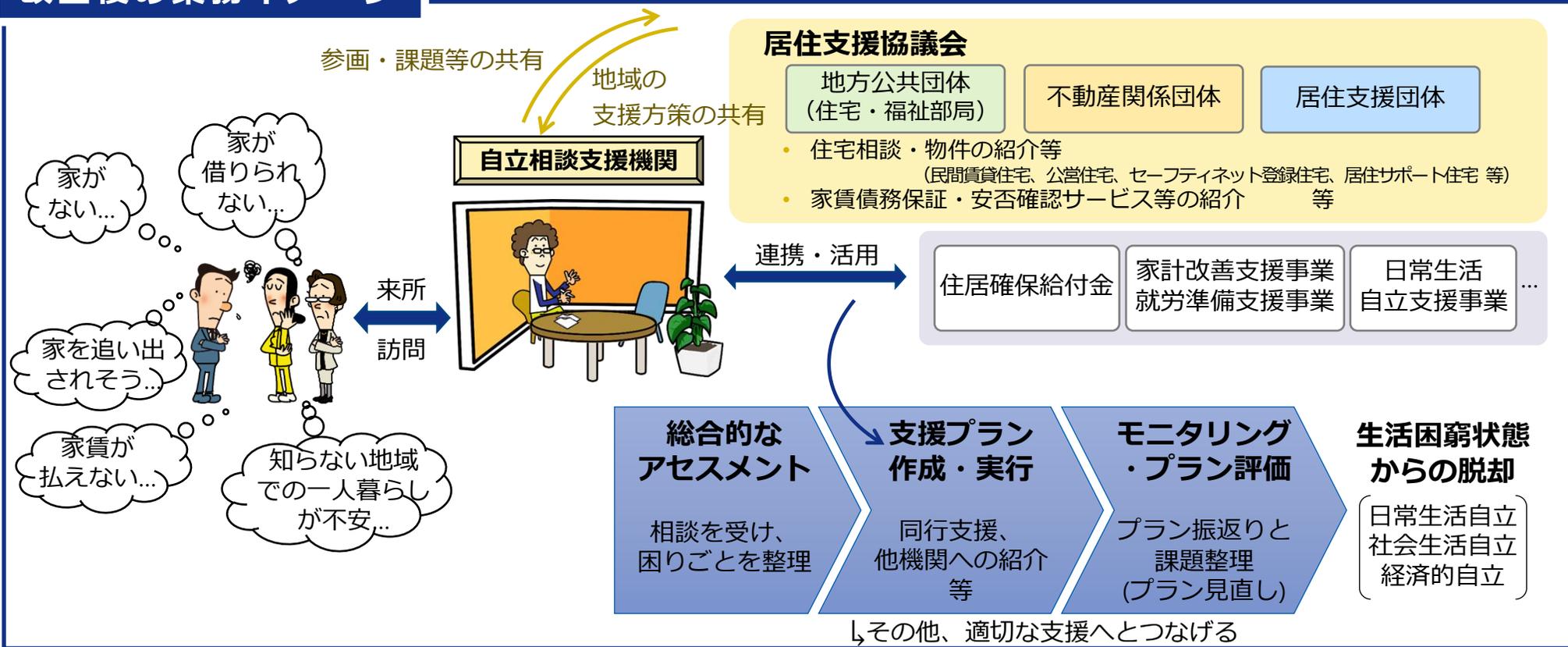
### ① 自立相談支援事業における居住支援の強化

#### 改正の趣旨

令和7年4月1日施行

- 法律上の定義に「居住の支援」と明記し、自立相談支援事業で住まい・入居後の生活支援の相談に対応することを明確化。

#### 改正後の業務イメージ



※ 住まいの総合相談窓口の機能を自立相談支援機関以外の機関が担う場合であっても、自立相談支援機関において住まいに関する相談があった場合には応じるとともに、地域において効果的な支援が行われるよう、支援のノウハウや課題等を総合相談窓口の機能を担う機関と共有することが望ましい。

# 自立相談支援機関での属性を問わない住まい相談（イメージ）

住まいに関わる  
課題がある  
幅広い対象者



来所  
訪問

住まいの相談窓口



相談の中で課題を把握・分析

自立相談支援事業

【体制例】

主任相談支援員、相談支援員、  
就労支援員、**住まい相談支援員**※  
※加算は自立相談支援機関に配置した  
場合を想定

参画・課題等の共有

地域の支援方策の共有

連携・活用



不動産業者への同行等の入居支援  
入居後の見守りや生活支援

地域居住支援事業

連携して対応  
(情報共有・助言、役割分担等)

個別支援に活用可能な方策を可視化  
地域づくりや住宅ストックの確保

居住支援協議会

- 住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進
- 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

<活動例>

- ・ 会議での情報交換、地域の支援体制の検討
- ・ 不動産・福祉関係団体への働きかけ、ネットワーク形成
- ・ 住宅相談・物件の紹介等の事業の実施
- ・ 家賃債務保証・安否確認サービス等の紹介

総合的な  
アセスメント

相談を受け、  
困りごとを整理

生活困窮者自立支援制度  
の利用が必要<sup>注</sup>

生活困窮の支援プランを作成し、  
必要な支援等を実施  
(地域居住支援事業の利用等)

生活保護の利用が必要  
生活保護を受給中

福祉事務所と連携  
(生活困窮者向けと被保護者向けの  
地域居住支援事業の一体実施等)

経済的な困窮はないが、  
独力での課題解決は困難

居住支援法人等の地域の社会資源と連携

不動産業者等への相談に  
より独力で課題解決可能

情報提供のみで終了

丸投げ  
ではない

福祉事務所

地域包括支援  
センター

基幹相談支援  
センター

等

注) 住まいの総合相談窓口から  
つながる場合を含む

令和7年度概算要求額 **732**億円の内数 (**657**億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

改正生活困窮者自立支援法（※）を踏まえ、各市町村等において、住まいに関する総合的な相談対応や、入居前から入居後までの一貫した支援を行うことができる体制整備を推進する。

※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

## 2 事業の概要

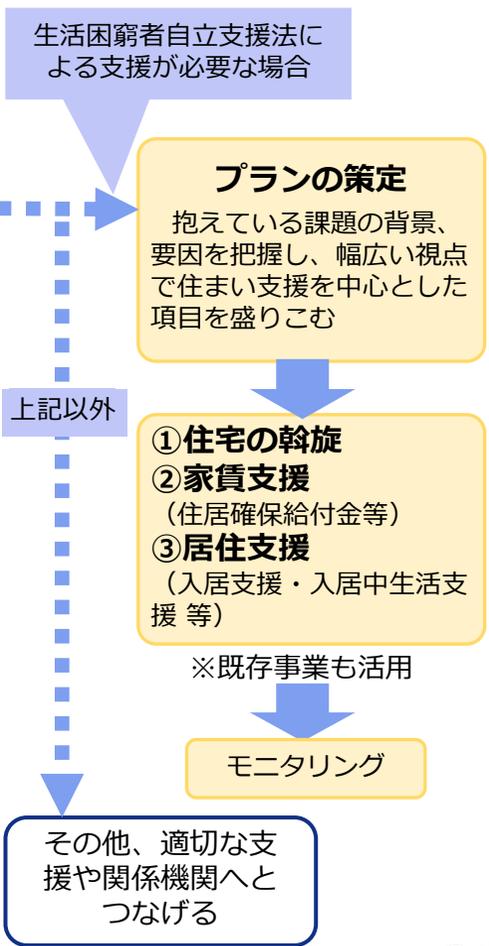
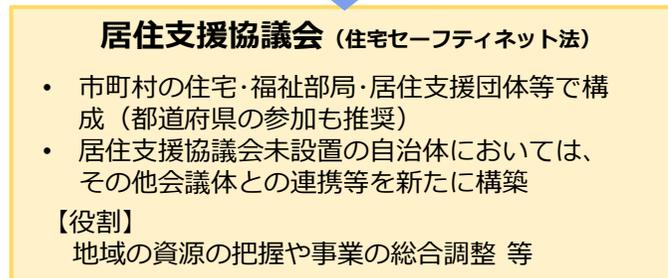
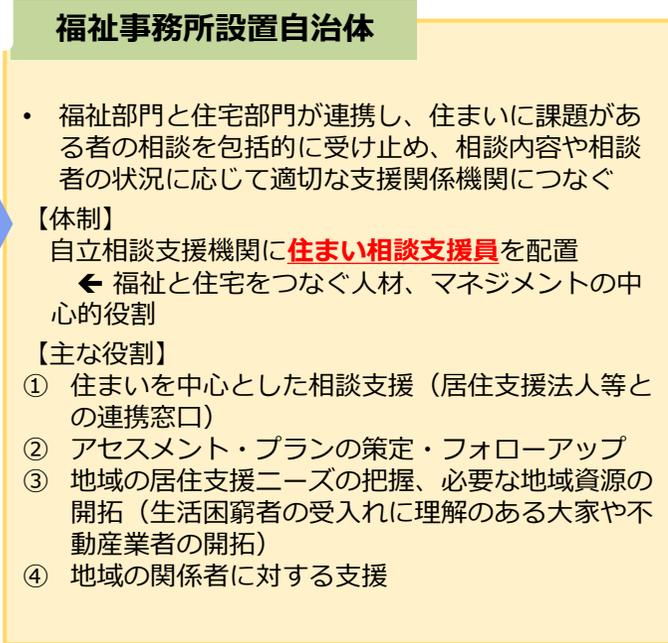
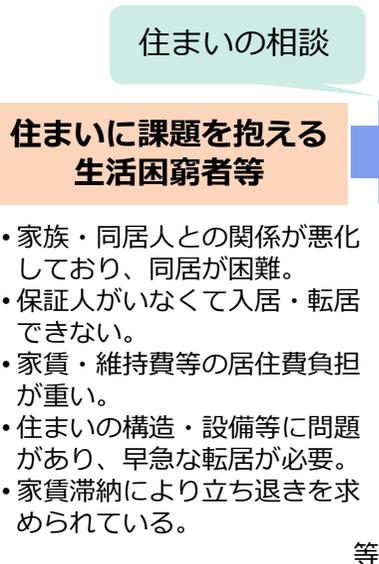
自立相談支援機関に  
住まい相談支援員（仮  
称）を配置し、支援等  
を行う場合の加算を創  
設する

## 3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市  
・区等（福祉事務所設置自  
治体907自治体）

○負担割合：国 3 / 4  
都道府県・市・区等 1 / 4

## 4 事業のイメージ



連携

# 住まい相談支援員に係る体制等について（案）

※現時点の案であり、今後、変更等がありえる。

## 自立相談支援機関の人員体制

- 現行、自立相談支援機関には、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3職種を配置することを基本としているところ。今般の法改正を踏まえ、3職種に加えて、住まいの課題に対応する住まい相談支援員を配置することが望ましい。
- 自治体の人口規模、人員等の状況により、他の支援員と兼務するなど、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うことも可能とする。

## 住まい相談支援員の要件

- 住まい相談支援員に係る要件については、主任相談支援員等と同様、当分の間、厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。  
受講する研修は「相談支援員養成研修（初任者研修）」及び「一時生活支援事業従事者養成研修（7年度以降は居住支援事業従事者養成研修）」とする。

## その他

- 住まいに関する相談に対して統一的に対応できるよう、アセスメントシート等、必要な帳票類を見直しする予定。（詳細については検討中）
- 自立相談支援事業を委託で行う場合、住まい相談支援員について、受託事業者が別の事業者にも再委託することも可能とする。

## 住まい相談支援員の役割について（案）

- 相談支援員の業務のうち、特に住まいの課題（住居確保給付金を活用した転居支援を含む。）に関する以下の業務を担当することが考えられる。※現時点の案であり、今後更に検討。

職種	主な役割
<p>住まい相談支援員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住まいの課題を中心とした相談支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメント、プランの作成、支援調整会議の開催等一連の相談支援プロセスの実施、記録の管理、訪問支援（アウトリーチ）</li> </ul> </li> <li>○個別的・継続的・包括的な支援の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>※入居にあたっての支援等は地域居住支援事業による対応</li> </ul> </li> <li>○住宅関係機関（大家、不動産事業者、居住支援法人、居住支援協議会事務局等）からの相談対応</li> <li>○福祉関係機関（福祉事務所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等）からの相談対応</li> <li>○物件・支援等の情報収集、地域の支援ニーズの把握 等               <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住支援協議会、居住支援法人等と連携し、生活困窮者等の入居に積極的な家主や不動産業者の開拓及びネットワークの構築、セーフティネット住宅や連帯保証人が不要である住宅など、入居しやすい住宅（公営住宅、空き家、他施設等の有効活用を含む。）のリスト化など</li> <li>※地域居住支援事業の業務内容のうち一部を移管</li> </ul> </li> </ul>
<p>（参考） 居住支援員 【地域居住支援事業】</p>	<p>自立相談支援機関において策定されたプランをもとに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○入居にあたっての支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・（住まい相談支援員からの情報をもとに）不動産業者等への同行、物件や家賃債務保証業者のあっせん依頼、家主等との入居契約等の手続きに係る支援</li> </ul> </li> <li>○居住を継続するための支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸別訪問等による見守りや生活支援</li> </ul> </li> <li>○互助の関係づくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣住民との交流の場づくりなど、地域とのつながりの構築支援</li> <li>※地域全体で交流の場づくりが必要な場合は自立相談支援機関において対応</li> <li>※地域づくり関連業務（地域への働きかけ）は基本的に自立相談支援機関の役割として想定しているが、居住支援員も居住支援協議会に参画するなど、住宅関係団体と関係性を構築しておくことが望ましい。</li> </ul> </li> </ul>

# 自立相談支援機関／重層的支援体制整備事業での居住支援（イメージ）

## 既存の相談支援機関

住まいの相談窓口

## 自立相談支援機関



自立相談支援機関と連携して対応（情報共有・助言、役割分担等）

福祉事務所

地域包括支援センター

基幹相談支援センター etc...

## 自立相談支援機関単独での対応が可能な場合

総合的なアセスメントを実施（相談を受け困りごとを整理）

支援対象者が置かれている状況	想定される対応例
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者自立支援制度の利用が必要</li> </ul>	生活困窮の支援プランを作成し、必要な支援等を実施（地域居住支援事業の利用等）
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護の利用が必要</li> <li>生活保護を受給中</li> </ul>	福祉事務所と連携（生活困窮者向けと被保護者向けの事業の一体実施等）
<ul style="list-style-type: none"> <li>経済的な困窮はないが、独力での課題解決は困難</li> </ul>	居住支援法人等の地域の社会資源と連携
<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産業者等への相談により独力で課題解決可能</li> </ul>	情報提供のみで終了

連携

地域居住支援事業

不動産業者への同行等の入居支援  
入居後の見守りや生活支援

後方支援

居住支援協議会

福祉部局・住宅部局・不動産関係団体・居住支援団体等が連携し、  
・ 個別支援に活用可能な方策を可視化  
・ 地域づくりや住宅ストックの確保

## 世帯全体の課題が住まいや困窮だけではなく、複合化・複雑化しているケースで、自立相談支援機関単独での対応が難しい場合

<改正社会福祉法第106条の4第4項>

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たって、**居住支援協議会などの居住の支援に関する機関と緊密に連携**しつつ、居住の安定確保のための支援を行うように努める

多機関  
協働事業

- 自立相談支援機関が行ったアセスメントをもとに、重層的支援会議を開催し、世帯の課題やニーズに応じて支援すべき機関との役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成。
- 支援関係者がチーム一体となり、プランに基づく支援が円滑に進むよう、必要な支援を実施。

既存の社会資源で対応可能な場合

入居支援や入居後支援が必要であるが、**既存の社会資源では対応が難しい場合（★）**

参加支援事業

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- 入居支援や入居後の見守り支援、利用者の地域の社会資源・支援メニューとのマッチング（社会参加に向けた支援）、本人とのつながりの形成に向けた支援等を行う。

（★）狭間のニーズを抱える者（ひきこもり、就職困難者、障害グレーゾーン等）であって、居住の安定を図る必要性が高い者が世帯内にいる場合を想定。

<改正社会福祉法第106条の6第5項>

参加支援事業において、社会参加のために必要な便宜の提供として「現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助」を行うことが明記

## 2 (1) 住まいの相談に対応できる体制の整備

## ③ (住宅セーフティネット法) 居住支援協議会設置の努力義務化

令和7年10月1日施行(予定)

## 改正の趣旨

- 居住支援協議会について、全ての自治体で設置されることを目指し、その設置を自治体の努力義務とする。  
(R6.6末時点:144協議会(全都道府県、106市区町村))
- 住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行うものを構成員とすることを明確化。

## 改正後の業務イメージ

- それぞれの市区町村で居住支援協議会を設置し、生活困窮者自立支援制度担当をはじめとする福祉部局も参画。  
(自立相談支援機関や地域居住支援事業者も参画することが望ましい。)

## 主な活動内容

- 会議での協議、情報交換
- 不動産・福祉団体への働きかけ、ネットワーク形成
- 住宅相談事業、物件の紹介
- 家賃債務保証、安否確認サービス等の紹介

等



## 構成員の例:

- 住宅部局、福祉部局(生活困窮者自立支援、生活保護、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉担当等)
- 住宅・不動産関係団体※、居住支援法人、福祉支援団体、サービス事業者
- 士業団体(建築士会、弁護士会、社会福祉士会、土地家屋調査士会等)
- 家賃債務保証会社、消費者団体、大学 等

※ 全国宅地建物取引協会、全日本不動産協会、日本賃貸住宅管理協会、全国賃貸住宅経営者協会、住宅供給公社、都市再生機構(UK)等の都道府県組織・支部など

- ・ シェルター：366自治体(40%)(R5)
- ・ 地域居住支援:55自治体(R5)

#### 改正の趣旨

令和7年4月1日施行等

- ・ ホームレスだけでなく、賃貸住宅に入れない高齢者等も想定した居住支援の強化が求められる中、地域居住支援事業の役割がますます重要となることから、一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称。
- ・ 居住支援事業に含まれるシェルター事業・地域居住支援事業について、地域の実情に応じて必要と認める事業の実施を努力義務化。

#### 改正後の業務イメージ

- 自立相談支援機関及び関係機関等と連携して、地域のニーズ等を把握し、事業実施を検討。
- ✓ 例えば、ホームレスが多い都市部などの地域では、シェルター事業と地域居住支援事業の両方を実施。一方、ホームレスが少ない地域では、一人暮らしに不安を抱える生活困窮者や持ち家のない単身高齢者への居住支援のため、地域居住支援事業を優先的に実施。
- 支援ニーズが少ない、マンパワーの不足等の事情を抱える自治体についても、以下のような方法により、事業を実施することも考えられる。
- ✓ 単一の市等による単独での実施が困難である場合は、複数の市等で、更に、単一の都道府県による単独での実施が困難である場合は複数の都道府県で連携する等、広域的な実施体制を整備する。なお、広域的な事業実施体制を整備した場合であっても、事業の実施主体はあくまで個々の市等又は都道府県であって、事業実施の判断は個別に行う。
- ✓ シェルター事業の利用者数の見込みを立てにくい場合、借り上げ方式により利用実績に応じて支払う。
- ✓ 居住支援法人等の地域資源との連携（委託）により事業を実施する。

令和7年度概算要求額 732億円の内数 (657億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

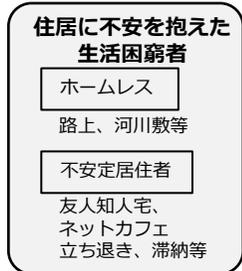
改正生活困窮者自立支援法等(※1)において、居住支援事業(一時生活支援事業から改称)について、地域の実情に応じて必要な支援の実施が福祉事務所設置自治体の努力義務とされた。また、一定の要件に該当する生活保護受給者(「特定被保護者」(※2))も生活困窮者向けの地域居住支援事業の対象として事業を実施できるようになった。これらを踏まえ、事業の全国的な実施を促すために必要な経費を要求する。

※1 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

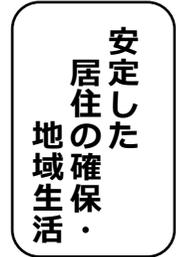
※2 将来的に保護を必要としなくなる者が相当程度見込まれる者その他厚生労働省令で定める被保護者

## 2 事業の概要・スキーム

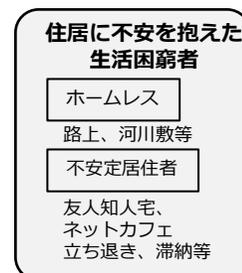
(現行)



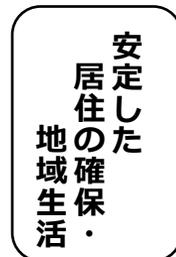
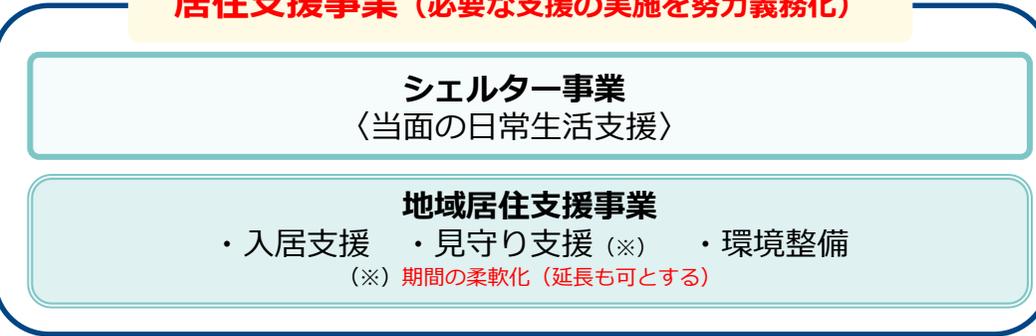
### 一時生活支援事業 (任意事業)



(改正後)



### 居住支援事業 (必要な支援の実施を努力義務化)



## 3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体)

○補助率：国 2/3 都道府県・市・区等 1/3

○実施自治体数(令和5年度)：シェルター事業366 地域居住支援事業55

## ⑤ 居住支援法人との連携の努力義務の明確化

### 改正の趣旨・効果

令和7年4月1日施行

- 地域において、より効果的に住まいに関する支援を行うため、自治体は、生活困窮者自立支援制度の各事業を行うにあたって、居住支援法人との連携を図るように努めるものとする。
- ✓ 賃貸や居住に関する専門知識を有する支援関係機関との連携により、住まい支援の強化を図ることができる。

### 改正後の業務イメージ

- 居住支援法人は、住宅確保要配慮者の居住支援の担い手として都道府県が指定  
(法人の立上げやその活動に対する国土交通省の補助あり)

#### 居住支援法人に指定される法人

- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社 (不動産事業者等)

#### 居住支援法人が行う業務

- ・セーフティネット住宅の入居者への家賃債務保証
- ・住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ・大家に対する必要な情報提供
- ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援  
※居住サポート住宅で見守り・安否確認サービスを行う場合もある
- ・住宅確保要配慮者からの委託に基づき、死亡時の賃貸借契約の解除、残置物処理等を行うこと

#### 考えられる連携の例

居住支援を依頼

支援依頼したケースの支援調整会議への参加を依頼

支援会議の構成員として参画を依頼

自立相談支援機関の住まい相談に関する(再)委託先に

地域居住支援事業の委託先に

- 居住支援法人による居住支援 (入居中の支援等) は、高齢者、生活困窮者、障害者等の福祉サービスとの関連性が高いことから、都道府県による居住支援法人の指定審査・監督業務については、新たに福祉部局も担う。

【令和7年10月1日施行 (予定)】

## 2 (2) 家賃の低廉な住宅への転居支援の創設

### ① (住居確保給付金) 家計改善のための家賃の低廉な住宅への転居費用補助の創設

#### 改正の趣旨

令和7年4月1日施行

- 住居確保給付金を拡充し、家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用を補助

#### 改正後の業務イメージ

※現時点の案であり、今後、変更等がありえる。

##### <対象者>

- 収入が著しく減少し、家計改善のため、転居により家賃負担等を軽減する必要がある生活困窮者であって、支給要件（現行の家賃補助と同じ収入・資産要件を設ける予定）を満たす者
  - ※ 例：配偶者と死別し世帯の年金収入が減少した高齢者、疾病等で離職し就労収入を増やすことが難しい者 等
  - ※ 現在より家賃の低い物件に転居する場合のほか、家賃負担が多少上がっても、通院先への交通費負担が軽減される場合や、持ち家を修繕する負担が大きい場合等、家計全体の改善に資する転居を支援
  - ※ 求職活動要件は「なし」とする予定

##### 【参考】現行の家賃補助の収入・資産要件

収入要件：市町村民税均等割非課税の水準+家賃額

資産要件：市町村民税均等割非課税の水準の6か月分で、100万円を超えない額

<支給額> 転居先の住宅扶助額に3を乗じて得た額。ただし、実費が支給額を下回る場合は実費相当。

<対象経費> 転居先への家財の運搬費用、転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、保証料、保険料）

##### <支援の流れのイメージ>

※自治体をまたぐ転居の場合は、転居元の自治体が給付金を支給し、転居先の自治体に情報を引き継ぐ



※転居先の大家、引越し運送事業者等に対し、転居先の住宅の状況や当該住宅の確保に関する事項について報告を求めることができる

## 住居確保給付金（転居費用分）の支給要件（案）

次の①～⑧のいずれにも該当する生活困窮者とする。

①	高齢者夫婦世帯における配偶者の死亡による年金収入の減少、離職、休業等により収入が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること
②	申請日の属する月において、収入が著しく減少した月から2年以内であること
③	収入が著しく減少した月において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと 又は、申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること（現行並び）
④	申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額（市町村民税が課税されていない者の収入額（各自治体が条例で定める市町村民税均等割が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額。1,000円未満切り捨て。）に1/12を乗じて得た額（1,000円未満切り上げ）とする）に申請者の転居前の家賃額を合算した額（収入基準額）以下であること〔収入要件〕（現行並び）
⑤	申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること〔資産要件〕（現行と同じ）
⑥	生活困窮者家計改善支援事業（又は生活困窮者家計改善支援事業を実施していない自治体においては、生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援）において、より家賃が低額な物件等の新たな住居へ転居し支出を削減する又は転居に伴い家賃が上がる（持ち家からの転居を含む。）が家賃負担を含めた家計全体の支出が改善されるなど、転居することが自立を促進するために必要であるが、そのための費用の捻出が困難であると認められること
⑦	自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと（現行と同じ）
⑧	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと（現行と同じ）

(※) 現行の家賃補助の支給対象となる者については、家賃補助の支給要件（求職活動を行うこと等）を満たすことをもって、家賃補助に加え、必要に応じて転居費用も支給することを可能とする。

(※) 現時点の案であり、今後、変更等がありえる。

令和7年度概算要求額 732億円の内数 (657億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

困窮負担金

## 1 事業の目的

改正生活困窮者自立支援法(※)を踏まえ、住居確保給付金を拡充し、家賃が低廉な住宅への転居費用を支援する。

※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

## 2 事業の概要・スキーム

### 現行(家賃相当分)

#### 支給対象者

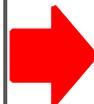
- ① 離職・廃業後2年以内の者
- ② 自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

#### 支給要件

一定の収入要件、資産要件、求職活動要件あり

#### 支給額

家賃額(住宅扶助額を上限)



### 拡充後

#### 支給対象者

- <家賃相当分> 現行(①、②)のまま
- <転居費用分> 著しく収入が減少し、家計改善のために低廉な家賃の住宅への転居が必要と認められる者

#### 支給要件

- <家賃相当分> 現行のまま
- <転居費用分> 収入、資産要件は同じ。求職活動要件は求めない。

#### 支給額

- <家賃相当分> 現行のまま
- <転居費用分> 転居のための初期費用(引っ越し代・礼金等)(上限あり)

## 3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体) ○負担割合：国3/4、都道府県・市・区等1/4

- 1 住まい支援以外の新業務への対応
- 2 住まい支援に係る新業務への対応
- 3 制度改正への対応に困ったら

# 制度改正対応にお困りの際に活用可能な事業等

## 都道府県による市町村支援事業

都道府県の責務として、制度の円滑な実施を推進するため、地域の実情に応じ、市町村に対して、例えば以下のような必要な助言・情報提供等の援助を実施。

- ・ 支援員に対する人材養成研修・シンポジウム等の実施
- ・ 広域実施に向けた調整・事業実施に向けた環境整備や訪問支援等の実施
- ・ 社会資源の広域的な開拓のための説明会の開催・調査研究等
- ・ 市域を越えたネットワークづくりのための協議の場の構築等（困難事例に関する相談やケース検討等を行う場）

照会先：各都道府県の制度担当



## 自治体・支援員向けコンサル

国が都道府県・市町村に専門スタッフを派遣し、下記のような課題についてのノウハウの伝達やアドバイスの提供等を実施。

- ・ 各種事業の立上げ・事業実施上の課題
- ・ 官民連携等を進める際の課題

照会先：生活困窮者自立支援室

※今年度の募集は締め切りました。

※地域支援事業（高齢者の安心な住まいの確保に資する事業）の活用を検討している場合は、「高齢者住まい・生活支援伴走支援事業」も活用可。（照会先：厚生労働省老健局高齢者支援課） ※今年度の募集は終了



## ニュースレター

生活困窮者自立支援室から、自治体職員・支援者向けに、各自治体の取組や制度の最新情報などの取組・支援の参考となる情報を発信中。

バックナンバーはこちら▶



## 自治体事例集

厚生労働省ウェブサイトにおいて、様々な自治体における各種事業・支援会議の立上げ方法や実施上の工夫、都道府県による市町村支援の方法等をまとめている。

掲載先はこちら▶

※アクセス後、下に画面をスクロールしてください。



## 「2. 持ち家のない単身高齢者数の増加等」への対応事例集

## 相談窓口（「住まい支援センター」）の設置パターン

パターン	自治体	相談窓口	重層の活用	物件所有の有無	事例	
①行政 + 民間機関連携型	岡崎市	住宅計画課が設置した居住支援協議会相談窓口 + 自立相談支援機関（福祉相談課が委託）	○		単身高齢者	
	半田市	自立相談支援機関 + 社会福祉協議会（居住支援法人・地域包括センター・障 害者相談支援センター・多機関協働事業）	○	公営住宅シェルター	母子世帯	
	大牟田市	市住宅建築課が居住支援法人に委託		公営住宅シェルター サブリース	ひとり親・ 虐待	
	輪島市	自立相談支援機関 + 社会福祉法人			障害者・ 単身	
②居住支援法人型	ア 福祉系	北九州市	居住支援法人（地域福祉推進課が委託）		サブリース	単身高齢者
		仙台市	居住支援法人（自立相談支援機関も受託）		サブリース	高齢者・ ホームレス
		宮城県	居住支援法人（自立相談支援機関も受託）		サブリース	生活困窮者
	イ 不動産系	座間市	居住支援法人（地域居住支援事業も受託）		サブリース	若年・障害 疑い
③民間育成型	宇和島市	NPOセンター（福祉課・危機管理課が機能を移管）	○		7040世帯	
④自治体直営型	伊丹市	自立支援課（自立相談支援機関を直営で実施）			ひとり親・ 多子世帯	
⑤居住支援協議会型	大牟田市	（居住支援協議会主催で空き家相談会を実施）				

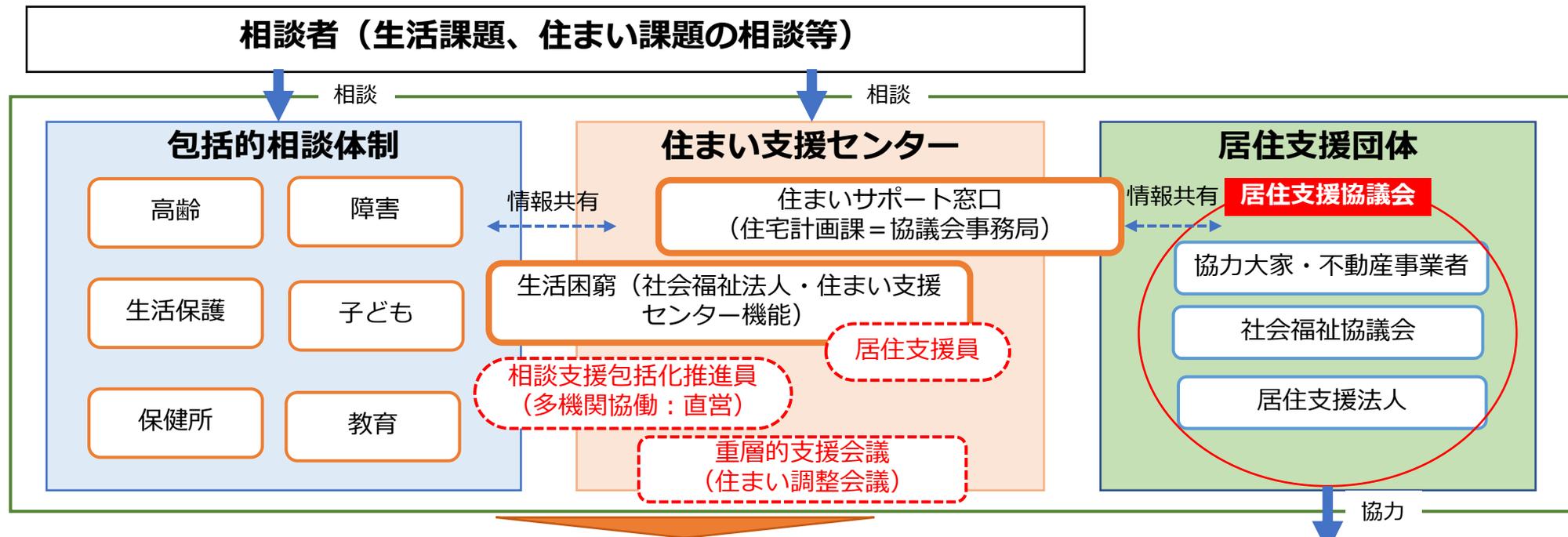
（資料出所）一般社団法人北海道総合研究調査会「令和5年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業  
地域共生社会づくりのための「住まい支援システム」構築に関する調査研究事業 <報告書概要>  
（令和6年5月）

報告書全体はこちら▶



# 岡崎市「住まい支援システム」イメージ図

- 住宅セーフティネット制度を所管する住宅計画課が設置した既存の居住支援協議会の住まいサポート窓口のほかに、ふくし相談課内にある生活困窮者自立相談支援事業所（委託）の中に新たに住まい支援センターの機能を付加し、2つで「住まい支援センター」とする。
- 生活困窮者自立相談支援事業所に居住支援員を配置するとともに、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業（ふくし相談課直営）に「住まい」分野を位置づけ、重層的支援会議を活用して、支援プランを決定している。
- 市が、第三者による支援を必要とする高齢者等に対し、身元保証・日常生活支援・死後事務などの必要なサービスを提供できる信頼性の高い民間事業者を公募し採択（ずっとあんしん生活支援事業）。また、福祉事業者と不動産事業者の意見交換の場を設ける。



**【既存の制度・サービスの活用、新たなサービスの創出】**

<p><b>入居マッチング</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住まいサポートおかざきを介した民間賃貸住宅等</li> <li>・一時生活支援事業、住居確保給付金等によるつなぎ支援 など</li> </ul>	<p><b>ずっとあんしん生活支援事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護、死後事務（葬儀、残存家財処分、行政手続等）、相続、不動産処分 など</li> </ul>	<p><b>日常生活支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢、障害、その他制度サービス利用 など</li> </ul>	<p><b>伴走支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インフォーマルサービス等社会参加支援</li> <li>・重層事業を通じた地域へのつなぎ など</li> </ul>
--	---	--	---

**【新たな取組み】**

**ずっとあんしん生活支援事業**

死後事務、遺言作成など複数の民間事業者が得意分野を生かして実施

**福祉事業者と不動産事業者との連携強化**

- ・居住支援フォーラム、勉強会の開催
- ・住宅管理会社への個別ヒアリングの実施

## タイプ 単身高齢者

### 事例を 読む視点

- 家主がアパートを取り壊す予定で退去を求められているが、転居先が決まらない。
- 病院のMSWからの連絡で相談につながったケース。
- 病気をもった単身高齢者に対して死後事務等の先を考えた支援、地域包括支援センター等との連携がポイント。

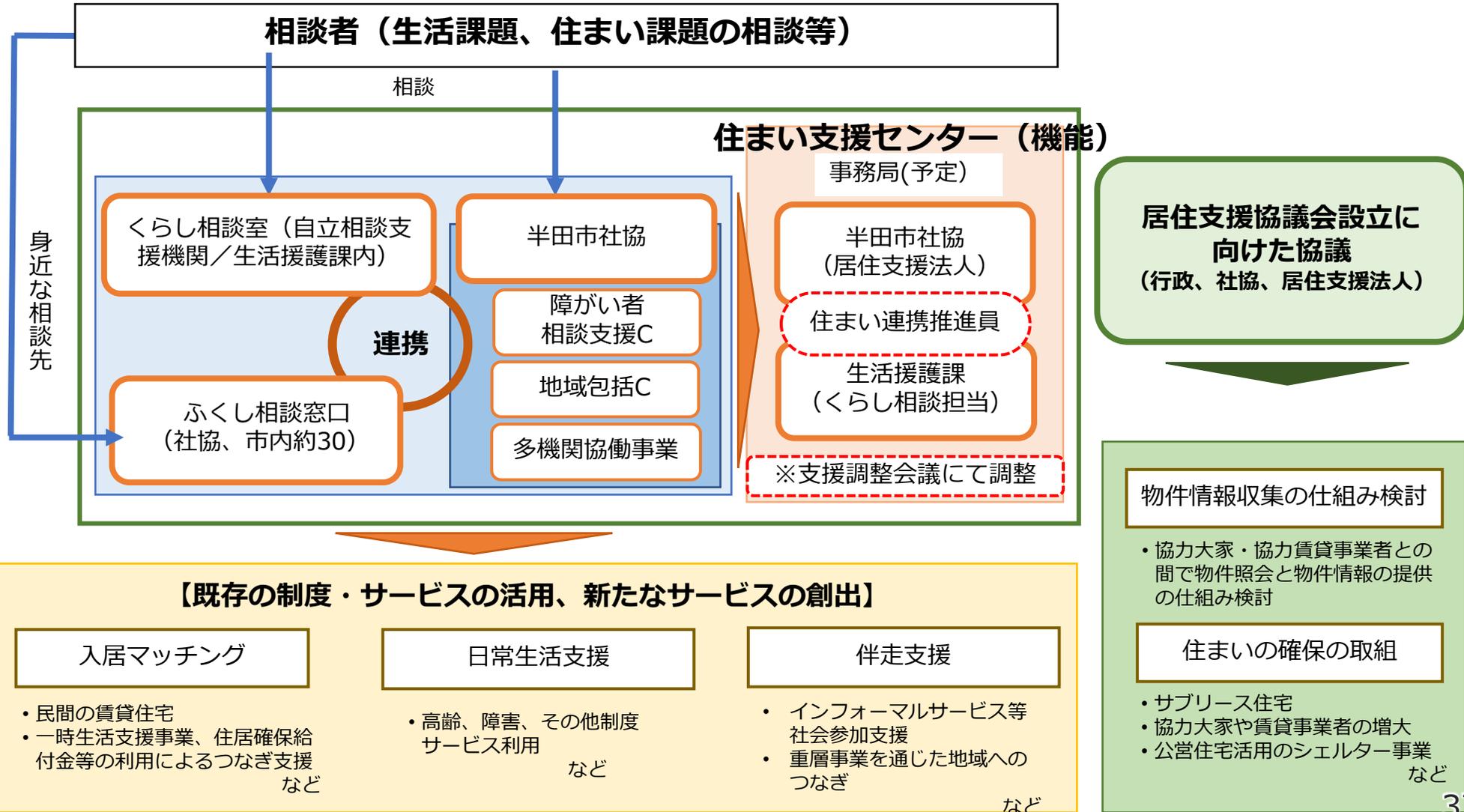
事項	概要
事例概要 (基本情報・ 相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>70代、男性、単身</li> <li>抗がん剤によるがん治療中。</li> <li>住んでいたアパートが老朽化し、建て替えのため退去を求められた。高齢の兄弟に緊急連絡先を頼んでいたが、高齢のため断られた。不動産屋に行ってみたが、物件が見つからない。</li> <li>通院中であり、転居するなら病院の近くにしたい。</li> </ul>
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>通院している病院のMSWから住まいサポート窓口（住宅計画課）に連絡があり相談受付</li> </ul>
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢で持病がある。転居を機会に車を手放すことを考えており、通院に便のよいところを希望。基礎年金のみだが、預金があり、今のところ金銭に心配はない。</li> <li>要介護認定は受けていないが、転居後の生活に心配があり、地域包括支援センターにつなぐ。</li> </ul>
プラン内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居先：居住支援法人を通じて賃貸住宅に入居が決まる (入居支援) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 物件紹介、引っ越し業者の紹介</li> <li>➢ 緊急連絡先の紹介</li> </ul> </li> <li>(居住継続支援) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 居住支援法人による、単身高齢者見守り訪問（月1）</li> <li>➢ 民生委員による、声かけ訪問（月1）・地域包括支援センターの見守り</li> <li>➢ 居住支援法人による、死後事務、家財処分、葬儀・埋葬等の支援契約</li> </ul> </li> </ul>
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>住まいが確保され、治療が継続している。地域包括支援センター、病院のMSWとの情報共有が始まった。</li> </ul>

### 経緯



# 半田市「住まい支援システム」イメージ図

- 住まいの相談支援機能を市と社会福祉協議会が連携し、実施。社協は、地域包括センターや障がいの相談支援センター、重層的支援体制整備事業（多機関協働事業）も受託している。多機関協働事業の重層的支援会議を活用して、支援プランを決定している。
- 居住支援協議会を設立し、事務局は市と社協で担っている。
- 物件情報収集の仕組みを検討する。サブリースや公営住宅活用シェルターなど新たな取組を開始する。



## タイプ 母子世帯

### 事例を 読む視点

- 失業、経済的困窮、本人のうつ、子どもの課題など3年前から社協が関わっており、状況の把握と対応の必要性を迅速に判断できたことがポイント。
- 生活保護からの自立を目指し、生活保護課と障害相談支援を中心に、関係機関で世帯の生活課題に対応するなど将来に向けた関係機関との連携がポイント。

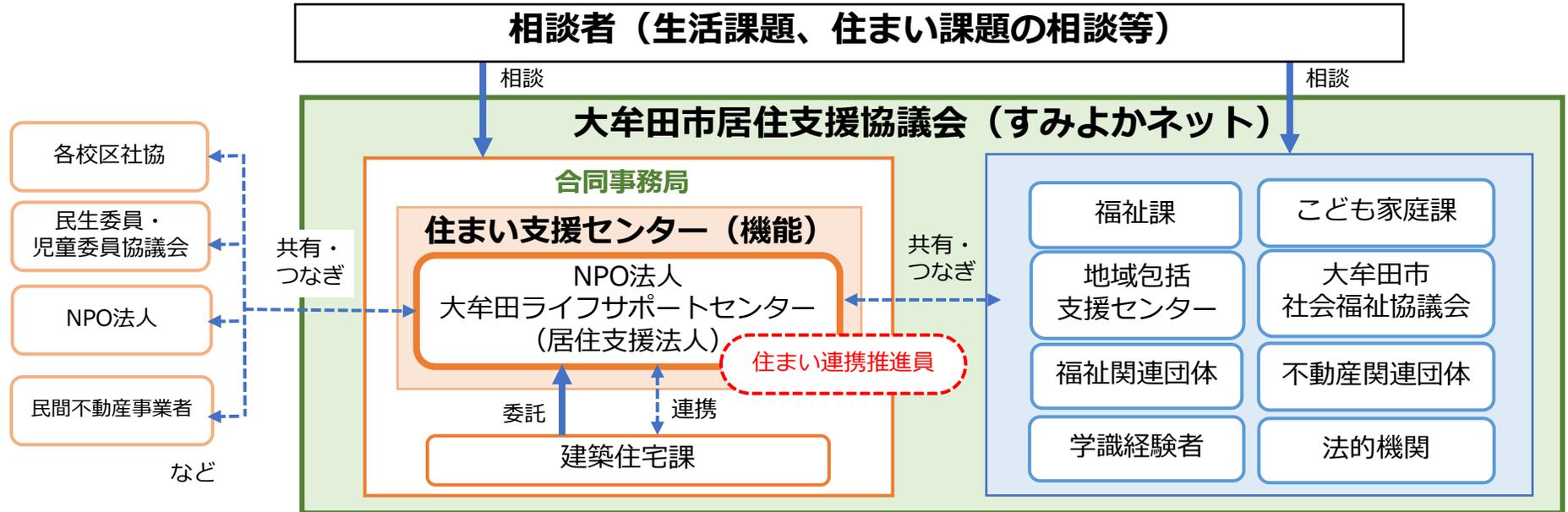
事項	概要
事例概要 (基本情報・相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 40代、女性、夫とは別居中、子ども2人</li> <li>● R2年11月、社協でコロナ特例貸付の相談を受ける。夫と別居状態（その後離婚成立）、長男の非行、長女の不登校などがあり、R4年、本人がうつ病の診断を受ける。</li> <li>● うつ症状悪化により、休職から離職となり、フードバンクなど継続的に支援をしてきたが、失業手当が終了する時期になり、仕事探しや子どもへの対応、家賃の低い賃貸住宅への転居など困りごとが重なっている。</li> </ul>
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人が社協のふくし相談窓口に来所し、様々な相談をした。窓口担当者から住まい連携推進員に対し住まいに関する支援依頼があった。</li> </ul>
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コロナ禍や体調不良により失業、その後失業給付や住居確保給付金などを活用してきたが、基本的な課題は解決できず、生活保護と障害年金を受けながら生活の立て直しが必要。本人は生活保護を受給したくない意向があるが、給付の脱却を目指して生活改善を進めることが必要（生活保護と障害者相談支援で対応）。</li> <li>● 子どもにもそれぞれ支援者があり、情報共有しながら、世帯全体を支える。</li> <li>● まずは病状の安定が必要（医療機関MSWと情報共有）。</li> </ul>
プラン内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ようやく生活保護申請を納得し、居住支援法人経由で賃貸住宅入居が決定 (入居支援) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 賃貸の手続き支援</li> <li>➢ 転居支援</li> </ul> </li> <li>● (居住継続支援) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 生活保護と障害者相談支援を中心に、学校など関係機関で情報を共有し支援</li> </ul> </li> </ul>
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当面家賃の心配はなくなったが、課題解決には至っていない。</li> </ul>

### 経緯



# 大牟田市「住まい支援システム」イメージ図

- 住まいの相談支援機能を居住支援協議会の合同事務局として設立したNPO法人に委託。
- 居住支援協議会の取組みとして、同NPOと建築住宅課が中心となって、住宅要配慮者からの入居相談から入居マッチング、日常生活支援、伴走支援を行っている。
- 地域課題である空き家対策と居住支援を一体的に取り組むため、空き家の実態把握、所有者の意向確認、活用策の検討・実践を行政施策として位置付けて展開している。



## 【既存の制度・サービスの活用、新たなサービスの創出】

### 住まいの確保

- 空き家調査等による活用可能な物件確保
- 空き家相談会の開催
- 所有者の理解啓発 など

### 入居マッチング

- 空き家活用の仕組み整理
- 不動産事業者等との関係づくり
- 緊急連絡先、身元保証、死後事務の相談 など

### 日常生活支援

- 高齢、障害、その他制度・サービスへのつなぎ
- 電話、訪問による見守り など

### 伴走支援

- 引っ越し支援、生活相談、死後事務など
- インフォーマルサービス等の社会参加支援 など

### 普及啓発

- 住宅分野・福祉分野における市内関係機関や、全国自治体などに対する居住支援施策の普及・理解促進（サミット開催） など

### 空き家活用

- 所有者との調整のほか、要配慮者に対する空き家活用による入居支援から生活支援までの手続き等のモデルケースの整理 など

タイプ

ひとり親・虐待

事例を  
読む視点

- 実父から子への虐待により実家で暮らし続けることが困難なひとり親のケース。
- 転居費用が捻出できないため、大牟田市居住支援協議会で確保している初期費用が安価な空き家への入居支援を実施。
- 生活環境を分離したことにより、本人・子どもと実父との関係性が改善されたことがポイント

事項	概要
事例概要 (基本情報・相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 20代、男性、子ども（長女・長男）との3人暮らし</li> <li>● 離婚を機に長女・長男を連れて両親がいる実家に戻ったが、長男に対する実父の虐待があった。</li> <li>● 親子3人で暮らせる住まいへの転居を希望するが、元妻から預金を引き落とされており転居費用を捻出できない。</li> </ul>
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治体と社協から住まい支援センターに支援依頼があり、本人来所により相談対応。</li> </ul>
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの精神的にも早急に実家を出て親子3人で暮らせる住まいが必要。</li> <li>● 子どもがまだ小さいため、子ども家庭課と情報共有し、転居後の育児面でのサポートも必要。</li> <li>● 転居に係る初期費用を自力で準備できず、両親からの経済的な支援も見込めないため、大牟田市居住支援協議会が運営する空き家情報サイト（すみよかネット）に登録している物件紹介により、初期費用がかからない安価な物件への入居を促す。</li> </ul>
プラン内容	<p>(入居支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 物件紹介・内覧同行（すみよかネットの空き家物件に入居。）</li> <li>➢ 緊急連絡先の引き受け</li> <li>➢ 引っ越し時の搬出・搬入支援（提携している引っ越し業者の紹介）</li> </ul> <p>(居住継続支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 月1回の生活状況の確認（定期報告書の作成と適宜対応）</li> </ul>
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実父との生活環境を分離したことで子どもたちの精神面は安定しており、親子3人で実家に夕飯を食べに行くなど、家族の再構築もみられる。</li> <li>● 仕事、育児、家事など本人の負担が大きくなっており、本人に対する継続サポートが必要。</li> </ul>

経緯

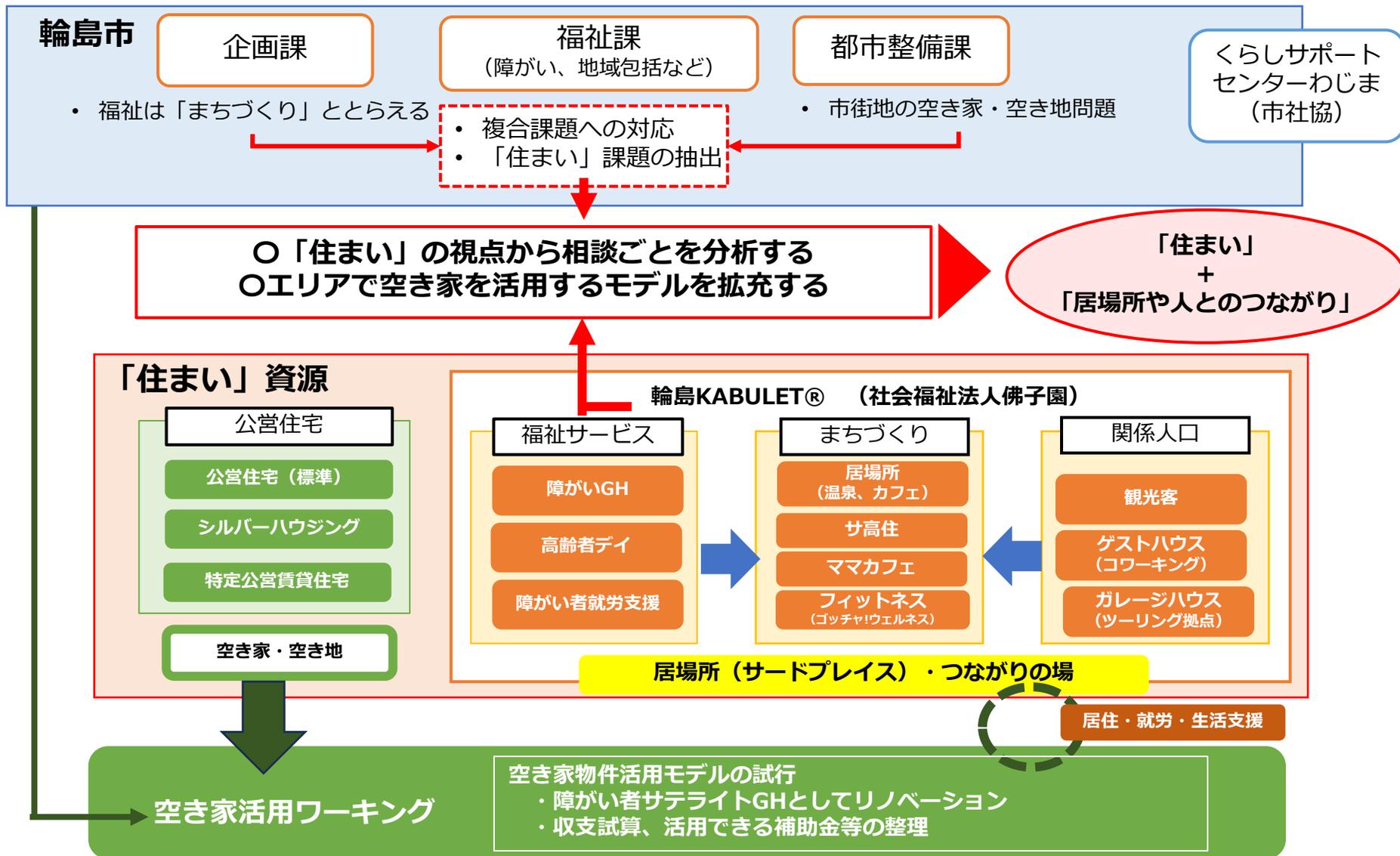
R5.9月  
相談受付

R5.10月  
転居

R5.11月  
住まい支援後のモニタリング

# 輪島市「住まい支援システム」イメージ図

- 市福祉課や暮らしサポートわじま（生活困窮者自立支援事業所）に寄せられる相談の中で住まい課題がある事例、社会福祉法事佛子園で把握される住まい課題をもつ対象者に対して、住まいの視点からアセスメントを実施。地域の住まい課題を把握する。
- 空き家活用ワーキングを立ち上げて、佛子園が運営する、市内に点在する空き家を活用した居場所づくりを参考に、空き家を活用した障害者の住まい確保の方策を、検討する。



タイプ

障害者単身

事例を  
読む視点

- 緊急性があり、障害グループホームへの入居による安心の確保
- 暮らしサポート、福祉課、佛子園の3者が状況を確認し、生活全般を支援
- 支援方針として、今後のアセスメントは、時間をかけて、適性を見出すこと

事項	概要
事例概要 (基本情報・ 相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30代、男性、単身</li> <li>・ 母とは離別、父とは死別。弟が他市におり、連絡は取れる状況。</li> <li>・ 高校卒業後、他市で就職したが、馴染めず帰郷し、アパートで一人暮らし。父親の自死後、精神状態が不安定で、双極性障害の診断がある。</li> <li>・ 障害年金を受給しつつ、引きこもり状態。社協との相談・食糧支援等を受けていた。</li> </ul>
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人が生活に不安を感じ、社協（暮らしサポート）に相談。福祉課に、本人が障害年金の手続きを怠り、受給停止になった、と、情報提供と相談。</li> </ul>
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部屋の中はゴミ屋敷状態で、床などの腐敗が進み、長期に住める状況ではない。</li> <li>・ 障害に起因する生活能力の乏しさがあると考えられ、生活能力の獲得が必要。</li> </ul>
プラン内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暮らしサポート、福祉課、佛子園の情報共有と連携で支援 (入居支援)</li> <li>・ グループホームへの入居 (入居継続支援)</li> <li>・ 障害年金復活までに生活保護を申請</li> <li>・ 適性に応じた仕事を探す</li> <li>・ 居場所に通う</li> <li>・ 生活時間や家計管理を覚える</li> <li>・ 通院支援</li> </ul>
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループホームに入居し、落ち着いた様子。</li> <li>・ これまで家賃滞納があり、返済等の整理を一緒に考える。</li> </ul>

経緯

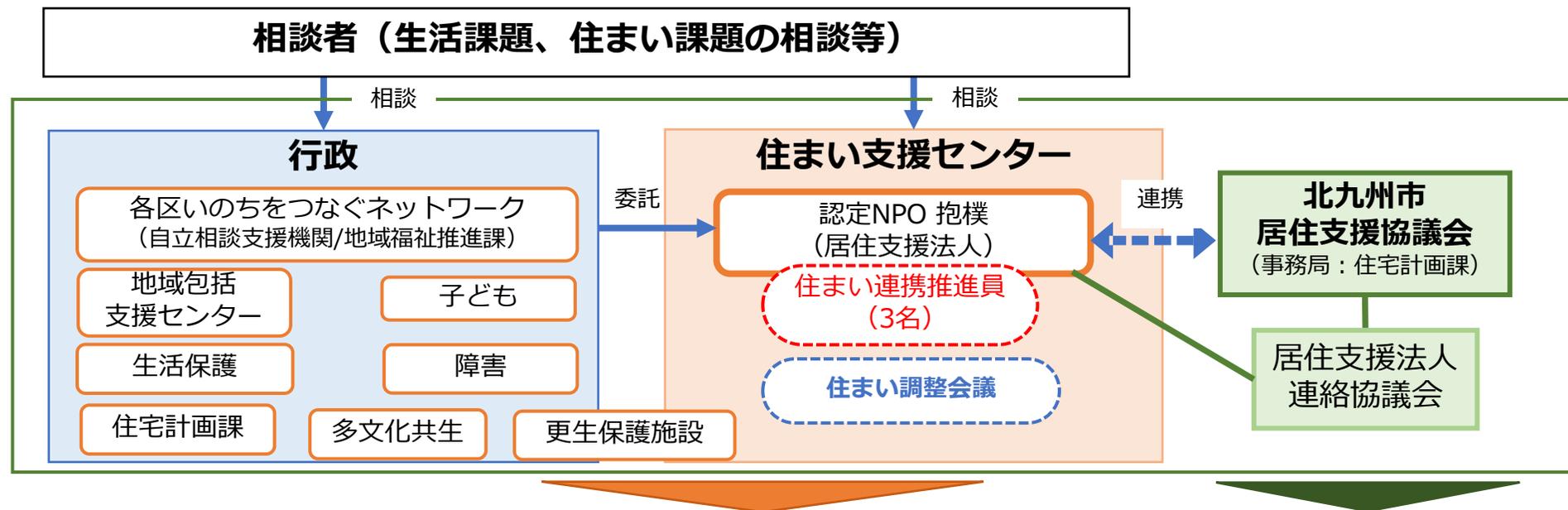
R5.8月  
相談受付

R5.9月  
グループ  
ホームへ  
の入居

R5.9月  
モニタリ  
ング

# 北九州市「住まい支援システム」イメージ図

- 住まいの相談支援機能を居住支援法人であるNPO法人に委託。同NPOはさまざまな困難を抱える対象者に対して住まいや就労などの支援を行っており、独自でサブリース物件を確保・運営している。
- 住まい支援センターに専属の3名の住まい連携推進員を配置し、市が区ごとに設置する直営の「いのちをつなぐネットワーク」（自立相談支援機関）などと連携して、住まいに関する相談、関係機関との支援調整などに対応する。
- 北九州市居住支援協議会が有するネットワークを生かして、市内の低廉物件を把握するための調査と福祉関係者との研修会を実施する。



## 【既存の制度・サービスの活用、新たなサービスの創出】

### 住まいの確保

- 公営住宅
- 支援付き住宅（プラザ抱樸）
- 民間の賃貸住宅
- セーフティネット登録住宅
- 日常生活支援住居施設
- 社会保障に資する新たな住まいの創出（サブリース） など

### 入居マッチング

- 不動産事業者との関係づくり（抱樸によるネットワークの活用）
- 市空き家バンク
- 廉価物件開拓 など

### 日常生活支援

- 見守り、相談
- 家族機能
- 高齢、障害、困窮、その他福祉サービスへのつなぎ
- 大家の相談
- 近隣住民相談 など

### 参加・つながり

- 自治会・校区社協などによる「地縁」
- NPO法人による参加の場（希望のまちなど）
- 住民の支え合い
- 地域の支え合い（互助会） など

### 低廉物件の把握

- 低廉物件の発掘とマッチングの仕組みの検討

### 研修会の開催

- 不動産事業者と福祉関係者の合同研修会
- 居住支援法人の活用検討など

## タイプ 単身高齢者

### 事例を 読む視点

- 本人から連絡を受けた親族（甥）が様子の変化に気づいて住まい支援センターに相談。
- 同居人が家から出ていったことで孤立状態と生活苦に陥った高齢者のケース。
- 年金収入で生活が可能な低廉物件への入居支援による生活の安定化と、親族からの見守りとデイサービス利用による孤立感の解消を一体的に図った支援がポイント。

事項	概要
事例概要 (基本情報・相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 80代、女性、単身</li> <li>・ 甥宛に本人（叔母）からお金の無心があった事で生活苦と気づき、甥が住まい支援センターに相談連絡。</li> <li>・ 本人と同居していた娘がパートナーを作って出ていき一人暮らし。娘にコンタクトをとるも娘からストーカー扱いされ警察から事情聴取を受ける等により、孤立状態となり引きこもるようになった。</li> <li>・ 年金収入に対して家賃が高いことから転居を希望している。</li> </ul>
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 甥が住まい支援センターに来所し本人への支援依頼があった。</li> </ul>
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同居していた娘が出ていったことにより寂しさを感じるとともに、生活苦となり家賃負担が大きくなった。</li> <li>・ 年金収入で生活が可能な家賃の物件を探して入居支援を行う。</li> <li>・ 孤立対策として地域とのつながりを確保するためにデイサービスの利用を斡旋する。</li> <li>・ 甥の近隣に住むことが可能な低廉家賃の物件を探し、甥から見守りの協力をとりつける。</li> </ul>
プラン内容	<p>(入居支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 甥宅の近隣物件の紹介</li> <li>➢ 内覧同行</li> </ul> <p>(居住継続支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 住まい支援センターによる定期・随時の見守り、安否確認、緊急時対応による生活支援</li> <li>➢ デイサービスの利用斡旋、受け入れ先との調整</li> </ul>
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初回相談から約3カ月後に新たな入居先（民間賃貸物件）が転居し、生活と精神的に安定した。</li> </ul>

### 経緯

R5.4月  
相談受付

R5.7月  
転居

R5.8月  
住まい支  
援後のモ  
ニタリン  
グ

# 仙台市「住まい支援システム」イメージ図

- 生活困窮者自立支援事業を委託されている一般社団法人（居住支援法人）が住まい支援センターとしての役割を担う。
- 生活支援員と居住支援員をそれぞれ配置し、相談者に対応する。行政や関係機関と連携しながら、自立、居住、就労を支援。
- 居住支援法人が住まい支援調査委員会を設置し、転居後の対象者の課題と対応を把握し、貸しやすさ、借りやすさを具体的に検討。また、空き屋活用のシミュレーションを行う。

相談者（生活課題、住まい課題の相談等）

一般社団法人パーソナル  
サポートセンターに委託

相談

住まい支援センター（機能）

設置・事務局

仙台市生活自立・仕事相談  
センター「わんすてっぷ」  
（自立相談支援機関）

住まい連携推進員  
（生活支援員・居住支援員）

調整・連携

自立支援部門

居住支援部門

就労支援部門

住まい調整会議

住まい支援調査委員会

福祉部局

住宅部局

学識者

連合町内会

司法書士

建築士

行政

県居住支援  
協議会

- ・住宅部局
- ・福祉部局
- ・社会福祉協議会
- ・自立相談支援機関
- ・不動産団体
- ・居住支援法人

連携

連携

【既存の制度・サービスの活用、新たなサービスの創出】

入居マッチング・  
入居支援

- ・物件の情報収集・提供
- ・不動産事業者、物件内覧の同行支援
- ・引っ越し手続きの支援  
など

日常生活支援・  
居住継続支援

- ・電話による安否確認
- ・見守り機能付き電球による安否確認
- ・訪問による見守り支援  
など

その他

- ・大家支援（居室改善の助言、空室情報収集等）

貸しやすく・借りやすい住  
まいの確保

転居後の対象者の課題と対状況の  
把握

空き家調査と活用検討への  
プロセス試行

## タイプ 高齢者・ ホームレス

### 事例を 読む視点

- 病気・障害のある高齢者がホームレス状態から脱却し、生活の安定を求める事例。
- 住居の確保、生活保護の申請、安定した治療、介護・福祉サービスの利用を支援。
- 複数の課題を抱える相談者に対し、支援機関がネットワークを駆使して必要な支援を行い、生活の安定に向けた環境整備を図った点がポイント。

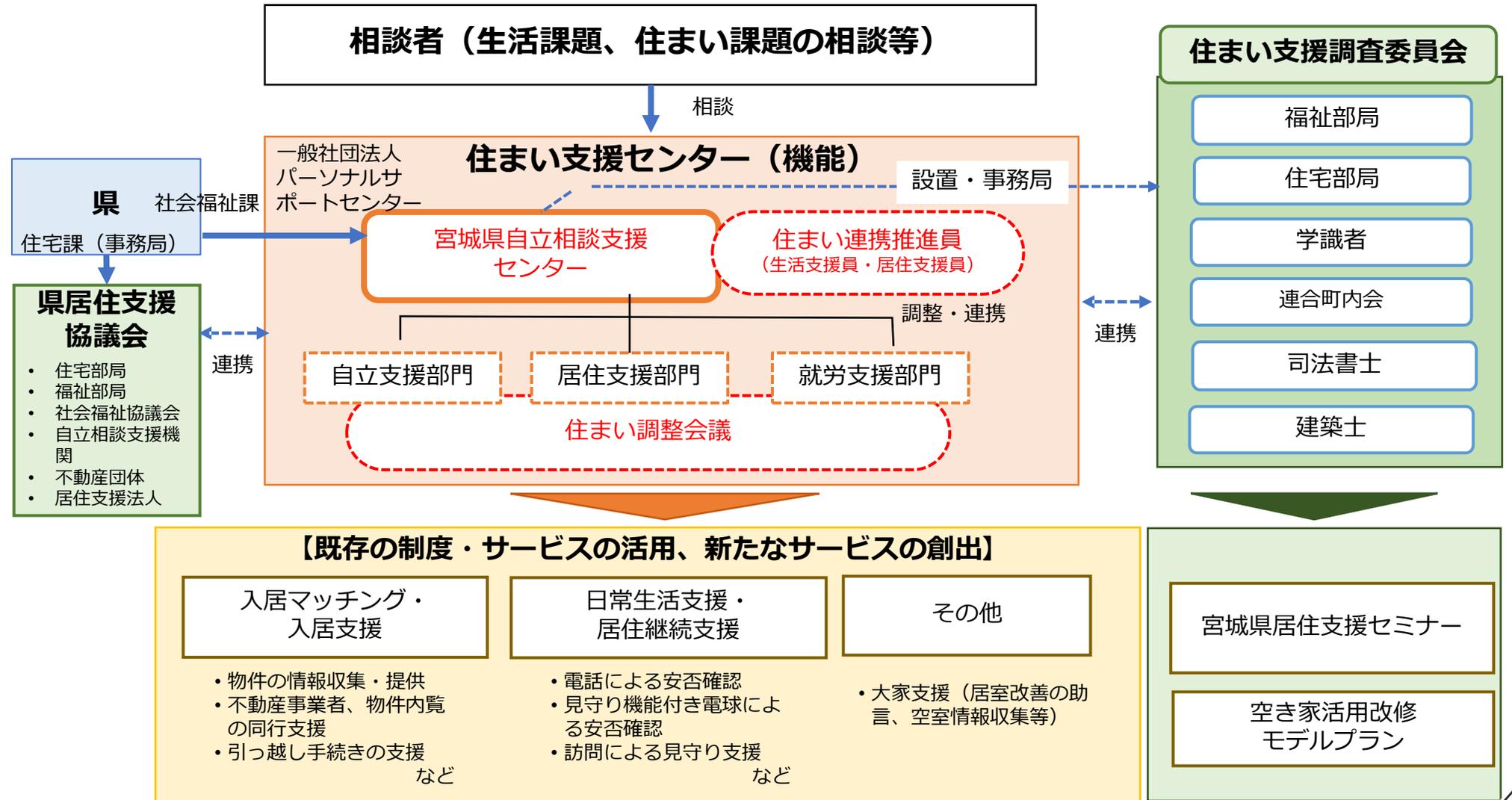
事項	概要
事例概要 (基本情報・ 相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 60代、女性、単身</li> <li>・ 10代の頃より出生地を離れ、ホームレスを経験するなど居住環境が落ち着いていない。</li> <li>・ 支援者に恵まれ、10年程度、居住を継続できていたこともある。</li> <li>・ 実家とは疎遠で、迷惑をかけたくないので、緊急連絡先をお願いできない。</li> <li>・ 糖尿病を患っており、治療を希望。東京都発行の療育手帳も持っている。</li> <li>・ 生活保護を申請し、住まいを確保し、生活を安定させたい。</li> </ul>
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人の来所、相談支援機関（青葉区保護課）からの情報。</li> </ul>
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急連絡先の協力が得られないため、単身でのサブリース入居を検討し、支援を行う。</li> <li>・ 年齢と病状から、しばらくは就労が見込めず、生活保護の受給を進める。</li> <li>・ 療育手帳も持っていることから、障害福祉サービス、介護福祉サービスの利用を要する。</li> </ul>
プラン内容	<p>(入居支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ シェルターの利用を経て、サブリース物件への入居を支援</li> </ul> <p>(居住継続支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 生活保護に至る過程への同行</li> <li>➢ 安定的な糖尿病の治療、障害・介護福祉サービスへのつなぎ</li> </ul>
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 孤立の解消を目標とする。</li> <li>・ 医療や福祉サービスの繋がりを支援し、居住環境を整えていく。</li> </ul>

### 経緯



# 宮城県「住まい支援システム」イメージ図

- 生活困窮者自立支援事業を委託されている一般社団法人PSC（居住支援法人）が住まい支援センターとしての役割を担う。
- 生活支援員と居住支援員をそれぞれ配置し、相談者に対応する。関係町村や関係機関と連携しながら、自立、居住、就労を支援。
- 居住支援法人が住まい支援調査委員会を設置し、町村部にも居住支援の必要性の理解を諮るため宮城県居住支援セミナーを開催、また、町村部に多い一軒家の空き家活用改修モデルプランを作成する。



## タイプ

# 生活困窮者

### 事例を 読む視点

- 雇い止めによる会社の寮からの退去により、就労と住まいを同時に失ったケース。
- 住まい支援の緊急度が高い事例。
- 生活支援員との信頼関係が徐々に築かれ、自分の希望を話すことができるようになったことがポイント。

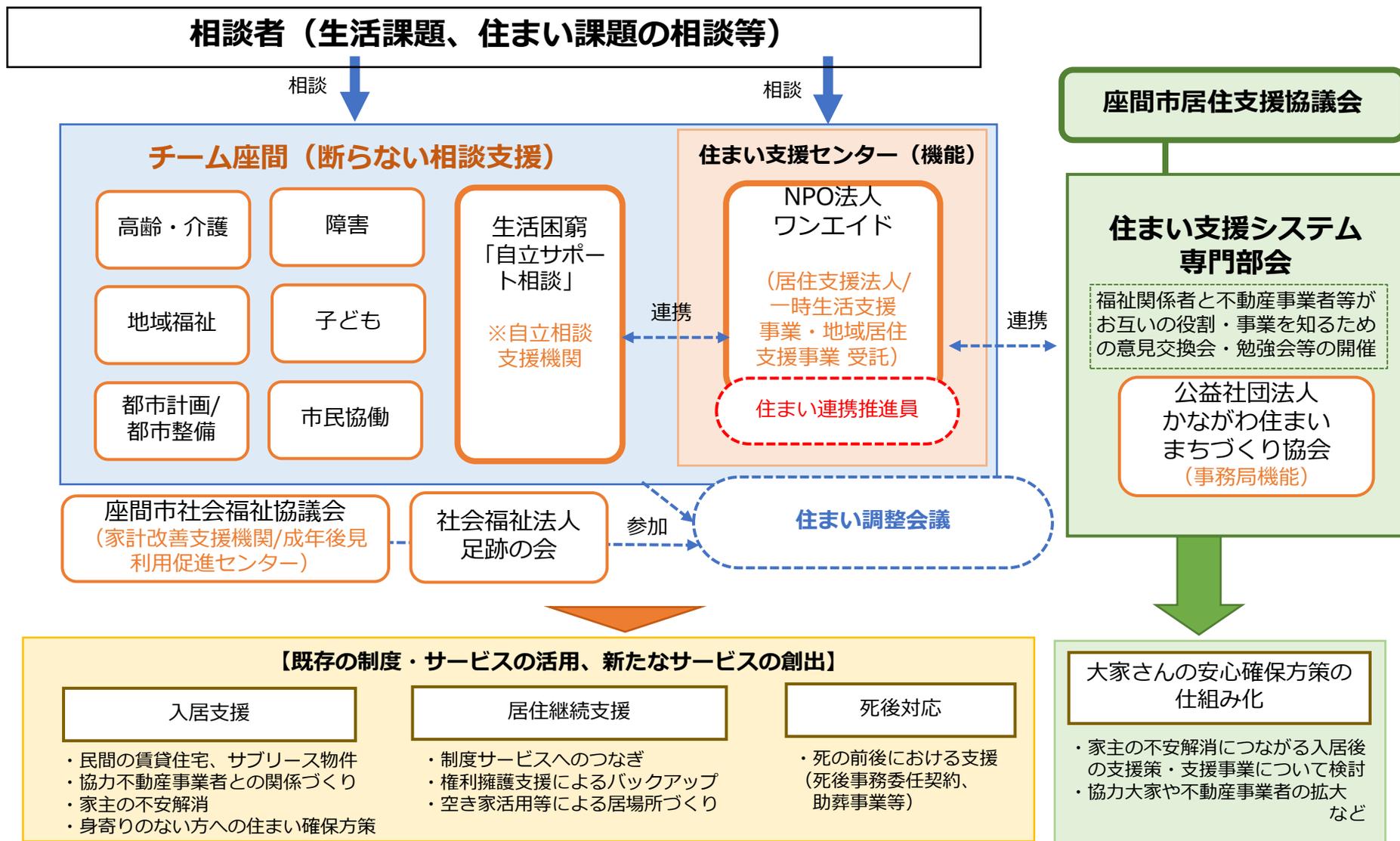
事項	概要
事例概要 (基本情報・ 相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 40代、男性、単身</li> <li>● 派遣の仕事で寮に入っていたが、雇い止めとなって寮を退去。車中泊を続けている。</li> <li>● 家族はおらず、親類との交流もなく、実家もないことから帰る先がない。</li> <li>● 所持金もガソリンの残りも少なく、早急に就労と住まいを確保し、安心して生活できるようにしたい。</li> </ul>
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人が仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」に来所</li> </ul>
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仕事と住まいを同時に失い、頼る先もなく、精神的にも疲弊している状態。</li> <li>● 車上生活中のため、即時シェルター入居とする。</li> <li>● 就労体験等を通じて本人のスキルの見極め、就労先を探すこととする。</li> </ul>
プラン内容	<p>(入居支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ シェルター入居（仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」）</li> </ul> <p>(居住継続支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 就労スキルの見極め、就労先の確保（仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」）</li> </ul>
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● シェルターからの早期退所を希望している。</li> <li>● 手先が器用で組み立て作業等の仕事を希望している。</li> </ul>

### 経緯



# 座間市「住まい支援システム」イメージ図

- 生活困窮者自立支援制度に基づく一時生活支援事業・地域居住支援事業の委託先である居住支援法人に住まい支援センターを設置。
- 座間市居住支援協議会の専門部会として「住まい支援システム専門部会」を設置。福祉関係者と不動産事業者等がお互いの役割・事業を知るための意見交換会・勉強会等の開催を通じて、大家の安心確保方策について検討し、協力可能な不動産事業者を増やすことを目指す。



## タイプ 若年・障害 疑い

### 事例を 読む視点

- 生活困窮者自立支援制度による一時生活支援事業利用後の住まい探し。
- 若年層で家族と疎遠、発達障害の疑いがあり仕事を転々として社会的に孤立。
- NPOである住まい支援センターの実務面を支える不動産会社のサブリース物件を紹介し、孤立しないようセンターによる継続的な関わりを行うサポート体制がポイント。

事項	概要
事例概要 (基本情報・ 相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 20代、男性、単身、実家(母親)とは疎遠。</li> <li>● 派遣先の寮に住んでいたが職場でのトラブルにより退職、寮を退去することとなる。市の生活困窮者自立相談支援窓口につながり一時生活支援事業を利用、アパートに入居。</li> <li>● 生活保護申請。一時生活支援事業の期限が近く、今後の住まいを探す必要がある。</li> <li>● 発達障害の疑いあり。コミュニケーションが苦手で仕事を転々としてきた。できる限り自立した生活がしたいと希望するが、精神的に不安定な時がありひきこもる傾向が強い。</li> </ul>
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人が生活困窮者自立相談支援窓口(市直営)に相談。</li> </ul>
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発達障害の疑いがあり、通院中。一時生活支援事業の利用期限が近く、また本人の検査費用の支給が必要なため、早めに住まいを確保する必要がある。</li> <li>● 精神的な落ち込みがあるとひきこもる傾向が強いため、今後も住まい支援センターとの関わりを継続できるようサブリース物件を紹介する。</li> </ul>
プラン内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 入居先：     (株)プライム(住まい支援センターを不動産仲介の実務面で支える)のサブリース物件</li> <li>(入居支援) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 物件の紹介、内覧同行・賃貸借契約時の立会い</li> <li>➢ 緊急連絡先の確保・引受</li> </ul> </li> <li>(居住継続支援) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 孤立しないよう継続的な介入(近況報告を聞く、話し相手)</li> <li>➢ 生活保護を受けながら生活を立て直し、就労に向けた環境を整える(市の自立相談支援機関、生活保護ケースワーカーと連携)</li> </ul> </li> </ul>
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 入居先が決まり、住まいを確保。精神的に不安定になるとひきこもる傾向にあるため、継続的に声かけ等を行いながら、自立相談支援機関と連携して就労に向けた環境を整える。</li> </ul>

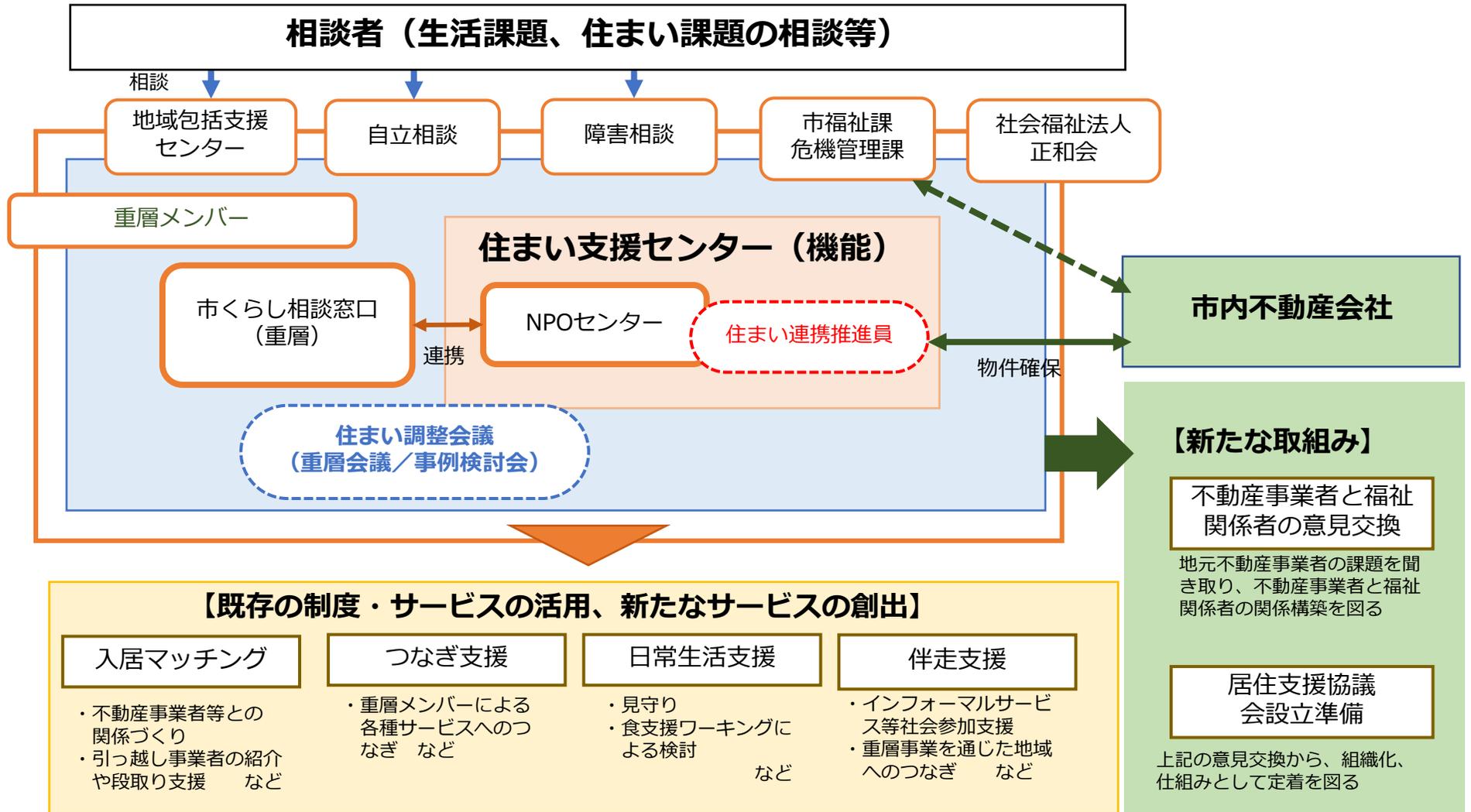
### 経緯

R5.2月  
相談受付

R5.3月  
入居決定  
転居

# 宇和島市「住まい支援システム」イメージ図

- 豪雨被害後、福祉課と危機管理課が市内不動産と連絡をとっていたつながりを市内のNPOセンターに機能として移管する。
- NPOセンターの職員を中心に、アセスメント情報の集約を図り、重層的支援体制の中に位置付ける。
- 重層的支援体制のもとに居住支援ワーキングを設置し、不動産事業者と福祉関係者の合同勉強会、意見交換会を開催し、次年度、居住支援協議会の設置を目指す。



地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム事業を活用した検討推進

タイプ

7040世帯

事例を  
読む視点

- 自宅の老朽化がひどく、売却して賃貸アパートに転居希望も不動産業者に断られる。
- 不動産業者からアドバイスを受け、福祉課へ相談したケース。
- 高齢女性とひきこもりの息子の世帯に対して、生活保護課、保健師、重層メンバーの連携がポイント。

事項	概要
事例概要 (基本情報・ 相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 70代、女性、40代のひきこもりの息子と2人暮らし</li> <li>● 自宅の老朽化が激しく、住めない状況になってきたため、自宅を売却し、賃貸アパートに転居したい。いくつか不動産事業者をあたったが、身元保証人がいないこと、息子がひきこもりのため全て断られ、心身の疲れがたまっている。</li> <li>● ヘルパーの仕事をしているが、仕事がまばらにしかなく、収入が不安定のため転職、または掛け持ちで仕事がしたい。</li> </ul>
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ある不動産事業者から市の福祉課に相談したほうがよいとアドバイスを受け、来所。</li> </ul>
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 持ち家は傾き、床はきしむなど老朽化が激しい。早期に転居が必要。</li> <li>● ヘルパーの仕事と年金(計約10万円)があるが、貯金(約100万円)を切り崩しながらの生活は、今後厳しくなる。</li> <li>● 母親亡き後を見据え、息子の生活基盤を整えることが必要。</li> </ul>
プラン内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 入居先：不動産事業者からの物件紹介を受け、賃貸住宅に入居が決まる</li> <li>● 本人の心身の健康：保健師との面談</li> </ul> <p>(入居支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 不動産事業者から物件紹介</li> <li>➢ 社福による家賃債務保証</li> </ul> <p>(居住継続支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 生活保護申請(生活保護課)</li> <li>➢ 本人のメンタルケア(保健師、月1回の面談)</li> <li>➢ 息子へのアプローチ(重層事業の活用)</li> </ul>
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人の体調面、金銭面の不安が残っている。息子へのアプローチを継続。</li> </ul>

経緯



# 伊丹市「住まい支援システム」イメージ図

- 生活困窮者自立制度の相談窓口である「暮らし・相談サポートセンター」に住まい支援センターの機能を置いた行政直営モデル。
- 既存職員が住まい連携推進員としての役割を担い、庁内各課の相談窓口で受ける相談内容のうち住まいに関する相談を集約し、関係機関との支援調整などに対応する。支援策については自立支援相談事業の支援調整会議を活用してを検討する。
- 住宅政策課が連携し、不動産関係者と福祉関係者による官民の連携体制を構築するための住まい支援システム推進会議を実施し、お互いの立場の相互理解や、協力的な事業者探しが可能な連携ツールの検討などを行う。

## 相談者（生活課題、住まい課題の相談等）

相談

相談

生活支援課

地域・高年福祉課

こども福祉課

男女共同参画課

障害福祉課

同和・人権・平和課

共生福祉社会推進担当

共有・  
つなぎ

## 住まい支援センター（機能）

暮らし・相談サポートセンター  
（自立相談課/生活困窮者窓口）

事務局

連携

住宅政策課

住まい連携推進員

住まい調整会議

※自立支援相談事業に係る支援調整会議を活用

## 住まい支援システム推進会議

不動産  
事業者

居住支援法人

社会福祉  
協議会

兵庫県  
住宅部局

サービス  
事業者

NPO法人

## 【既存の制度・サービスの活用、新たなサービスの創出】

### 入居マッチング

- ・ 居住支援法人、不動産事業者との関係づくり など

### 日常生活支援

- ・ 高齢、障害、その他制度サービスへのつなぎ など

### 参加・つながり

- ・ 社会福祉協議会の事業への参加
- ・ 重層的支援体制整備事業を通じた地域へのつなぎ など

## 官民連携体制の構築

- ・ 住宅サイドと福祉サイドの立場、役割り等の相互理解
- ・ 連携ツールの作成、活用策の検討（プロフィールシート） など

## タイプ

## ひとり親・多子世帯

### 事例を読む視点

- 多子世帯がゆえに、家賃、広さ、間取り等が適当な物件が見つからないケース。
- 本人、子どもともに複数の課題を抱えており、世帯単位で課題が複合化している事例。
- リスクに備えたシェルター等による心理的安心感の確保と母子双方に対する支援により、母親の育児負担の軽減と就労意欲が高まったことがポイント。

事項	概要
事例概要 (基本情報・相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 41歳、女性、ひとり親・多子世帯、生活保護受給中</li> <li>● 夫のDVが原因で離婚。転出先を告げずに支援措置をかけて現住居（戸建賃貸）へ転居したが、前夫が子供の保護者等に居所を聞き込みしていることを知った。</li> <li>● 前夫の接近に恐怖を感じており、知らない遠方への転居を希望。</li> <li>● 婚姻と転居を繰り返したことで親族との関係は疎遠。</li> <li>● 子どものうち、何人かは発達障害の診断を受けている。</li> <li>● 子の施設入所意向はなく、自身での養育を希望している。</li> </ul>
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人から子ども福祉課に相談があり支援依頼があった。</li> </ul>
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人からの虐待が疑われる不適切な養育が慢性化している。こどもが癩癩を起し、対応ができずにイライラが高じ、親子関係が悪化するという悪循環を断ち切れない状況。</li> </ul>
プラン内容	<p>(入居支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 物件紹介（居住支援法人の活用）</li> <li>● 前夫の接近リスクが高まればシェルターや母子生活支援施設への一時入所を提案する。</li> </ul> <p>(居住継続支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人の養育負担の軽減（ショートステイの活用）</li> <li>● 就労（準備）支援</li> </ul>
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多子世帯であるため、家賃、広さ、間取りが適当な物件が見つからない。</li> <li>● 危険が迫ればシェルター等を利用することで、心理的安心感につながっている。</li> <li>● 子どものショートステイを活用することで母親の情緒の安定が図られ、就労体験に参加。レジ打ちの仕事を希望している。</li> </ul>

## 経緯

